

令和5年舟形町議会
第3回定例会会議録

舟形町議会

令和5年舟形町議会第3回定例会会議録

招集年月日 令和5年8月30日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 9月5日 午前10時

応招議員（10名）

1番 伊藤 廣 好 6番 石 山 和 春

2番 叶 内 昌 樹 7番 奥 山 謙 三

3番 荒 澤 広 光 8番 八 畝 太

4番 伊 藤 欽 一 9番 佐 藤 広 幸

5番 小 国 浩 文 10番 齋 藤 好 彦

不応招議員（なし）

令和5年9月5日（火曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和5年舟形町議会第3回定例会第1日目

令和5年9月5日(火)

出席議員(10名)

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八 焜 太
4番 伊藤 欽一	9番 佐藤 広幸
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副 町 長	鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者	伊藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長	鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長	沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	監査事務局長	相馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 事務補助員 大場 正 江

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 町長あいさつ並びに行政報告
- 日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和5年第3回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をいたします。3番荒澤広光議員、7番奥山謙三議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

会期の発言は、伊藤議会運営委員長よりお願いをいたします。

4番 それでは私から、去る令和5年8月29日に開催されました議会運営委員会におきまして、令和5年第3回定例会の会期につきまして協議いたしましたので、ご報告いたします。

その結果、令和5年第3回舟形町議会定例会の会期は、本日9月5日より12日までの8日間とすることに決まりましたので、ご報告いたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、伊藤議会運営委員長報告のとおり、9月5日から12日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12日までの8日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

町長 おはようございます。

本日は、令和5年第3回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれまして

はご多用の中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

9月に入っても、連日、暑い日が続いておりますが、夜、家の窓から聞こえる音がカエルの鳴く声からコオロギなどの虫の声に変わり、また、日の入りの時間が日に日に短くなっており、季節は少しずつ秋に移ろいであることを感じております。実際に、町内でももち米の稲刈りも始まりましたが、暑さの中、大変な作業のようで、例年になく熱中症対策をしながらの稲刈りになっているようであります。また、胴割れ等高温障害による品質低下が懸念されるなど、今後の米価の動向も大変心配されるところであります。

そして、9月9日、10日には、コロナ感染症が5類に引き下げられたことで、4年ぶりに「第40回若鮎まつり」の開催が予定されております。実行委員会では、暑さ対策をできるだけ万全にして、入場者の皆さんからは、鮎や町の特産品を堪能していただければと思います。

次に、6月定例町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 県営桧原地区農地整備事業安全祈願祭について

6月30日金曜日、県営桧原地区農地整備事業安全祈願祭が、桧原地区工事現場を会場に開催されました。

受益面積31.6ヘクタール、総事業費8億4,600万円で、令和2年度から令和11年度まで10年をかけて整備を行います。

農地の大区画化、汎用化、用排水路のパイプライン化等が計画され、生産性の向上、高収益作物の導入による収益の向上、農業経営の継承が期待されております。

(2) 東北農林専門職大学アパート建設起工式

7月3日月曜日、舟形第4地内で、令和6年4月に開学する山形県立東北農林専門職大学の学生、教職員向け民間アパート建設の起工式が行われました。アパートの建設、運営、管理は町と連携協定を締結した株式会社クリエイト礼文（山形市）が行い、12月に完成する予定であります。

町では、学生がアパートに住み様々な活動が展開されることで、地域活性化が図られるものと期待しております。これまで、大学のオープンキャンパスなどで、同社とともに町のPRと入居案内を実施してまいりました。8月末時点で、入学試験の合格を前提として、学生向けが6戸、教職員向けが2戸の仮予約をいただいております。引き続き、PR活動を実施してまいります。

(3) 令和5年度山形県赤十字大会について

日本赤十字社名誉副総裁の高円宮久子様を迎えて、令和5年度山形県赤十字大会が7月13日木曜日に、山形県総合文化芸術館において開催されました。

この大会は、国内外での災害救護など、赤十字の活動に貢献した功労者の顕彰などを目的としており、当町からは、20年以上にわたって青少年赤十字に加盟し、資源回収などの活動を

行ってきた舟形小学校（内和通校長）に、金色有功章が高円宮妃殿下から直接授与されました。

大会には県支部長を務める吉村県知事をはじめ、分区長である県内市町村長、赤十字関係者などおよそ700人が出席いたしました。

（４）世田谷区・舟形町夏期児童交流学習について

7月22日土曜日から24日月曜日までの3日間、舟形小32名と代沢小84名、山崎小54名の5年生児童170名が、4年ぶりの夏季交流学習を行いました。児童たちは、町内施設への集団宿泊を基本とし、鮎つかみや、川遊び、花笠踊りで交流を深め、夜はバーベキューなどをして、楽しい思い出をつくりました。最終日のお別れ集会では、お互いに別れを惜しみながら、秋の再会を約束しておりました。

（５）長沢子ども遊々塾について

7月30日日曜日、夏季の「長沢子ども遊々塾」が開催され、最上小国川でのかっぱ遊びや、ゴムボートでの川下りが行われました。これは、長沢地区の児童、生徒を対象に、「地域の子どもたちを地域の知恵と力で育む」を基本理念に地区の各団体が連携し、四季折々の自然や文化体験を通して、自分たちの住む地域のすばらしさを肌で感じながら学び、地域住民との交流を通じて、ふるさとのよさを伝承していくことを目的として、平成14年より継続して開催されているものであります。

今回は、保育園から中学生までの30名が参加し、川遊びの後に、保護者や協力者の皆さんが準備した焼き鮎や芋煮を食べながら、交流を図りました。

長沢地区びじょんには、課題の一つに少子高齢化が挙げられており、世代間交流の場づくりを進めていくことが掲げられております。今年度設立された地域運営組織「長沢地区連合会」では、長沢子ども遊々塾実行委員会が、健康増進・交流事業部会の構成員となり、今後も活動を継続していくことで、課題解決につなげていきたいと考えております。

なお、同日夕方からは、長沢地区連合会主催のキャンプファイヤーが行われ、子どもから高齢者まで幅広く参加し、大変にぎやかに世代間交流が行われました。

（６）舟形若あゆ温泉開業30周年について

8月12日土曜日に、舟形若あゆ温泉が開業30周年を迎えました。平成5年の開業以来、町民をはじめ、多くの皆様からご利用をいただき、7月末現在で423万人の利用者を記録しました。皆様からのご愛顧に心から感謝を申し上げます。30周年を迎えるに当たり、PRのぼり旗の設置や記念タオルを作成し、12日から14日までの3日間は、記念イベント第1弾として、記念タオルの販売や鮎の塩焼き2尾と鮎ご飯2パックを鮎ご飯セットとして販売いたしました。夏休みで、お盆の帰省シーズンということもあり、連日多くの利用者でにぎわいました。また、当日の山形新聞には、開業30周年のPR広告を掲載し、情報の発

信を行いました。

今月22日には、温泉ロビーにおいて30周年記念式典を開催いたします。当日は、餅の振る舞いや津軽三味線などのアトラクションを行い、記念イベント第2弾として、24日までの3日間、入浴料の100円割引や記念タオル及び鮎ご飯セットの販売を行い、お客様への感謝とにぎわいの創出を図ります。

(7) 戦没者追悼式について

8月14日月曜日に、「令和5年度舟形町戦没者追悼式」を行いました。

令和元年度に、戦没者の遺族の方を会員とする舟形町遺族会が解散してからは、会場を猿羽根山の忠魂碑前に移して追悼式を行っております。

当日は鏡副町長、斎藤町議会議長、伊藤教育長が出席し、さきの大戦で亡くなられた方々に対して哀悼の意を表して、黙禱と献花を行いました。

また、終戦記念日である15日には、町民に対して、防災無線による黙禱のお知らせを呼びかけました。

(8) 令和5年度、舟形町二十歳の祝賀式について

8月14日月曜日に、町中央公民館において「令和5年度舟形町二十歳の祝賀式」を開催し、二十歳の皆さんをお祝いいたしました。

式典には、対象者49名中30名が出席し、現在の状況を報告しあったり、小学校卒業時のタイムカプセルを開け、二十歳の自分に宛てた手紙を読んだり、中学生時のDVDを視聴したりして、同級生や恩師と当時を懐かしんでおりました。

代表者の井上絢翔さんの挨拶では、「舟形町に生まれたことを誇りに思う。支えてくれる人への感謝を忘れず、少しでも恩返ししていきたい。」という、決意の言葉が述べられました。

(9) 東京都港区との災害時相互協力協定締結式について

8月17日木曜日、東京都港区役所において、舟形町と港区との災害時相互協力協定締結式を行いました。協定内容は、両者いずれかの地域で災害が起きた場合に、食料、飲料水などの物資の提供、職員等の派遣、避難者の受入れなどを行うものです。協定に基づき、災害時に速やかな連絡が行われるよう、通信訓練を実施してまいります。

舟形町と港区とは、昭和48年、旧飯倉小学校との児童交流をきっかけに交流が続いており、平成20年に「商店街友好都市との交流に関する基本協定書」の締結、毎年8月、舟形町で開催している麻布地区サマースクールの実施、港区で開催している「かかしまつり」「全国交流物産展 in 新橋」への参加などで、連携を強化してまいりました。

このたび、町と港区が1対1で、災害時相互協力協定を締結したことは、半世紀にわたるこうした連携により、お互いが信頼できる関係になったあかしだと思えます。今後もよ

り一層の交流を継続し、連携を深めてまいります。

以上、9件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、承認案件について1件、報告案件について1件、一般会計及び特別会計等補正予算について4件、人事案件が1件、令和4年度決算の認定について7件、以上14件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

なお、6月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので説明は省略させていただきます、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6、一般質問をお受けいたします。順次発言を許可いたします。8番八鍬太議員。

8番 皆さん、おはようございます。

久しぶりに、この場に立ちまして、大変緊張しておりますけれども、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初の主題は、「次期町長選、出馬の考えは」と題しまして、森町長はこれまで2期8年にわたり、首長として舟形町の町政運営に携わってきました。年明けに迫った次期町長選挙には、出馬をする意向なのかを伺いたいと思います。

質問の2といたしまして、「先進的少数社会の理念を問う」と題しまして、2020年に策定した第7次舟形町総合発展計画において、冒頭の挨拶に掲げた住んでいる人が誇れる「先進的少数社会」の実現に向けて、実践的な取組の柱となるものはどんなものかを伺いたいと思います。

日本に限らず、国際社会の大きな課題となってきた少子化、人口減少に対しては、これまで国や県も、地方創生をはじめ様々な取組を実施しておりますが、東京への一極集中現象と若者の大都市への人口流出は止まることなく、地方の自治体運営、特に山間部や小規模自治体にとっては、将来に向けて持続可能なまちづくりの大きな課題となっております。

これまで、町としても重大な認識の下に、いろいろな施策を講じていますが、その効果は実感できるものではないと、私は思っております。政治信条とする「生き生きと暮らせる舟形」に照らして、まずは次の3点について、町長の考えを伺います。

1つは、安心して子供を産み育てられる環境づくり。2つ目、地域の強みを生かした農林水産業の振興。3つ目として、安心して暮らせる住環境の整備。

以上、ご質問をいたします。

町長 それでは、8番八鍬太議員の「次期町長、選出馬の考えは」についてのご質問にお答えします。

まず、結論から申し上げます。私は、次期長選挙に向けて出馬する意思を固めました。平成28年2月26日から4年間、そして、令和2年2月26日から4年間、首長として町政を担当させていただきました。その間、議会のご協力を賜り、職員と一緒に子育て、教育、福祉、産業、克雪対策などの施策を実施、とりわけ2期目につきましては、令和2年策定の第7次総合発展計画で目指す、町の将来像、「住んでいる人が誇れるまちづくり、「わくわく未来ふながた」」の実現に向けて、短期アクションプラン重点プロジェクトを計画的に事業展開し、その成果も確実に現れているものと自負するところであります。

しかしながら、平成28年当選時には、県内町村長で一番若かった私も、西川44歳、山辺50歳、庄内60歳に次いで4番目となり、特に西川44歳、菅野町長のバイタリティーには、常に驚かされております。

そのような町村長の変化の状況を見ると、2期8年の町政運営やその実績が、町民や舟形町にとってよかったのだろうかという疑問が、自分自身に生じ、私が首長であることや、それを継続することについて相当悩みました。そこで様々な方にお会いして、意見をお聞きしました。

その結果、2期8年の実績の総括については可とする意見が多く、首長として、町民の審判を受ける権利があるだろうとのことであります。したがって、町民の審判を受ける覚悟を決めた次第であります。

次に、「先進的少数社会の理念を問う」についてのご質問にお答えいたします。

令和2年度からスタートした町第7次総合発展計画において、私は、本計画の実現により、「先進的な少数社会」をつくっていくと述べております。「先進的な少数社会」とは、農学者で、地域づくりでも有名な明治大学の小田切徳美教授をはじめ、総務省過疎問題懇談会でも、過疎地域の目指すコンセプトとして使用されているものであります。人口の増を目指した取組は必要ではありますが、国の人口が減少する中において、過疎地域の人口を増やすことは、そう簡単なことではありません。

そのような状況を踏まえ、人口が減少しても、この町に住んでいる子どもから大人までがワンチームとなって、町の将来像である「住んでいる人が誇れるまちづくり、「わくわく未来ふながた」」の実現のために、まちづくりに取り組むことが必要と考えており、その理念として6本の柱と、それを支える1つの基盤からなる7つの基本目標と、その施策の展開を計画に定めているものであります。

ご質問の1点目、「安心して子供を産み育てられる環境づくり」については、出会い、結婚、出産、子育ての各ライフステージにおける切れ目のない継続的な支援を行っております。

すが、特に子育て支援においては、保育業務の充実を図るため、最上管内で初めて保育業務を社会福祉協議会に委託し、令和元年10月からは保育所保護者の負担軽減策として、国が行った保育料無償化を拡充する形で、「のびのびサポート給付金事業」を開始しました。また、3歳児以上の副食費の無償化や、0から2歳児の保育料を最大で全額助成するなどの支援を行っているほか、今年度からは、土曜日の給食提供も実施し、さらなる保護者負担の軽減に努め、子育てを支援しております。

さらには、令和3年度から保育所にあった子育て支援センターを、福祉避難所としてに移設し、広々とした環境の中で親子の交流の場の提供や、子育てなどに関する相談、情報の提供、講習などを実施しながら、子育て支援の充実に努めております。なお、子育て支援センターがあった保育所のスペースについては、2歳児室に改修し、未満児に多いお昼寝中の事故を防止するための午睡マットも導入するなど、ニーズの多い未満児保育にも対応すべく、保育環境を整備しました。

また、昨年9月に静岡県で発生した送迎バスの園児置き去り死亡事件を受け、今年4月から送迎用バスに対する安全装置の設置が義務化されましたが、町では今年3月に県内市町村に先駆け、最上地域では一番早く設置し、安全安心な送迎に努めております。

就学後の支援としては、舟形わかあゆ塾の開催や、中学生の検定補助など学力向上支援策に加え、国のGIGAスクール構想に対応すべく、ICT支援員の派遣やICT指導主幹を独自に配置し、デジタル時代を生き抜く児童生徒への支援に力を注いでおります。学校給食では、「日本一のおいしい給食食育推進事業」を実施し、新鮮で安心安全な地元食材や、伝承野菜を使用した郷土料理などを提供し、舟形の農業や旬の食材を知っていただいております。子どもたちの笑顔と、子どもたちの記憶に残る学校給食により、愛郷心を育んでまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「地域の強みを生かした農林水産業の振興」については、県内最大級の土地利用型作物・園芸への支援や、最上管内最多の農業機械購入への支援、最上管内初のネギの園芸団地化を目指した機械導入への補助率アップなどを行いながら、令和4年1月に町独自の計画である農業ビジョンを策定し、農業政策を進めてまいりました。主な事業について取組状況をご説明いたします。

初めに、経営体・担い手の育成及び法人化の推進については、新規就農者の確保のため、国の次世代人材投資資金などを活用してまいりました。今年8月末現在の認定新規就農者の累計数は10名で、対令和元年度末では3名増加しておりうち4名は認定農業者として活躍しております。また、山形県立東北農林専門職大学との連携については、各課横断によるプロジェクトチームを組織し、学生の支援策を検討、計画しております。現在は、事業者による学生アパート及び教職員アパートが建設中で、町と事業者が協力して、入居者の

募集を進めているところであります。引き続き、支援策の検討を進めながら、開学後には大学と地域との連携を図っていきたいと考えております。将来的には、当町の若者が入学し、地元で就農することで、高度な農業経営が展開されることや、町外からの移住や定住、就農につながっていくことを期待しているところであります。

次に、園芸農業の推進については、国及び県、そして町独自の事業を展開することで、販売額の拡大を図ってまいりました。JA南部営農センターの野菜販売額の推移を見ますと、令和元年度の2億9,200万円に対し、直近の令和4年度は3億5,100万円となり、1.2倍に伸びております。特にネギ及びアスパラガスについては、生産者数、栽培面積、出荷量、販売額のいずれも伸びております。

続いて、スマート農業の導入については、労働力不足の解消や、作業の省力化、軽労化を図るため、国庫補助事業等を活用しながら取り組んでまいりました。令和元年度から4年度までに導入した主に稲作に用いるスマート農業機械については、インターネットの地図情報を活用し、データ収集・分析ができるトラクターが1台、GPSを活用した直進アシスト機能がついた田植機が10台、防除用ドローンが4台、色彩選別機が4台になります。

最後に、生産基盤整備につきましては、過疎化・高齢化による生産構造の脆弱化に対し、農業と農村の健全な維持を図り、水田農業を継続するため、国への事業申請に係る費用の一部を町が負担することにより、受益者負担金を大幅に軽減し、事業への取組を加速させました。その結果、令和元年度以降、県営農地整備事業4地区259ヘクタールが採択され、農業経営体の育成を目標に、大区画化及び水管理等のスマート化による生産性の向上、農地の汎用化による高収益作物の拡大が計画され進められております。

今後も、国及び県などの様々な支援制度を積極的に活用し、売れる米づくりと園芸作物栽培への取組により、もうかる農業の推進を図ってまいります。

ご質問の3点目、「安心して暮らせる住環境整備」については、人口の東京一極集中が懸念される中、国では若者の地方移住をサポートしており、その代表的なものが、地域おこし協力隊制度であります。当町においても、移住定住対策として平成24年度からこれまで、10名の協力隊を受け入れており、WAKU・WAKUワークや新庄・最上ジモト大学などの展開により、小・中・高生に対して地域の職業や地域活動を体験し、知っていただく機会を設けており、将来、住む場所を考えるとときに、当町が選択肢の一つになるよう取り組んでまいります。

さらには、宅地造成や民間アパート建設への助成などにより、町に移住定住していただけるよう取り組んでおります。特に、子育て支援住宅ハイムひだまりの入居者が、退居後もそのまま町に定住できるように、ひだまり第2分譲地として宅地造成を行い、今年8月末現在で、一般販売ゾーン全9区画が完売し、ハイムひだまり入居者専売ゾーンは、全6

区画中3区画の売却済み、今後も順次売却を見込んでおります。

また、安心して暮らせる住環境の整備には、災害防災対策も不可欠であります。平成30年災害における役場庁舎の電源喪失、福祉施設の浸水、集落の孤立等の教訓を生かし、防災センター、福祉避難所「てとて」、太折地区避難道路を整備し、県と連携して寺下地区に堤防と排水ポンプを整備しました。今年度からは、幹線用水路からの越水を防止するため、大堰においては福祉避難所「てとて」から平沢川までの区間の整備、三光堰では水門等の監視及び遠隔操作システムの導入について検討を進めてまいります。

雪対策については、最上管内初の取組として、除雪路線から離れているため、緊急時の対応が困難な生活道路について、通行の確保を目的とし、小型ロータリー除雪車2台を新たに配備し、町道と同等の除雪路線といたしました。くわえて、除雪環境を整えるための舗装、拡幅等を行う生活道路整備に対する支援を実施しました。除雪車の発着及び格納の拠点施設である除雪センターについては、一関、木友、堀内の3地区に建設し、併せて除雪車運行管理システムの導入により、作業及び管理の効率化を図りました。今年度は積雪深監視システムの導入により、除雪作業のさらなる効率化と、町道舟形太郎野線に雪崩予防柵を整備し、順次、雪崩危険箇所の解消を進め、安心して暮らせる住環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

以上、3点のご質問に対して、主な取組と考えについてお答えいたしました。

来年度は、町第7次総合発展計画の短期アクションプランの最終年度となります。これまでの5年間の取組を振り返り、課題を整理し、今後の施策の展開について検討を行い、次期短期アクションプランを策定してまいります。今後も町民と行政による協働のまちづくりを基本とし、7つの基本目標を柱とした施策の展開と、重点プロジェクトを推進し、「住んでいる人が誇れるまちづくり「わくわく未来ふながた」」の実現を目指してまいります。

8番 大変細部にわたる丁寧な答弁をいただいたというふうに思っております。

1つ目の主題につきましては、今日の山新の新聞記事に出馬意向というふうな記事が出ましたので、皆さん想定したとおりにかなというふうに思っておるわけですが、出馬の決意表明というふうに受け止めまして、今後しっかりと前を見据えながら、舟形町の発展のために頑張ってくださいと期待したいというふうに思います。

答弁の中に、年齢の話がありましたけれども、やっぱり誰しもが月日を、例えば、年は取るものでありますので、それが一つの年功だというふうに思っていて、今後とも舟形町のみならず、最上地域あるいは山形県内のリーダーとして、活躍していただくことを期待したいというふうに思っているところです。

その答弁を聞きまして安心して、次の質問に再質問したいというふうに思います。

本当に、国全体の人口減少が進む中で、過疎地域の人口を増やすことは簡単ではないと答弁がありましたけれども、私も同感でありますし、むしろ不可能に近いのではないかと
いうふうに思うところでもあります。だからこそ、先進的少数社会に、いわゆるこのにぎやかな過疎が、今後のまちづくりの理念となるというふうに考えているところです。

答弁の中に、明治大学の小田切教授の名前が出てきておりますけれども、8月12日ですが、この山新の土曜コラムという記事の中に、小田切教授の記事がありましたので、ちょっと紹介をさせていただきます。

最近の政府系の会議で、農山村集落の全部は守れない、選択と集中が必要だという趣旨の発言が増えているという。農村政策に詳しい小田切徳美明治大学教授が、こういうふうに、これは全国町村会のウェブサイトの連載中のコラムを指摘するんですけども、店を畳むように一部の農村集落を閉じろという議論であることから、小田切教授はこれを、農山村集落畳み論と呼んでいるというふうな記事であります。過疎化が進み始めた高度成長期以来、最近再び唱えられるようになったのは、政府が人口減少を静かな有事と位置づけ、異次元の少子化対策に乗り出していることが背景にあると見られる。

ちょっと省略をしまして、最後のほうですけども、存続すべき集落と、消滅しても仕方がない集落をコストで線引きする。この思想ができるのは、自身が消滅するかもしれない側にはいないという認識をしているからだろう。その視座から、長く国土保全をし、食料生産を支え、日本の原風景や伝統文化を維持、継承してきた人々の営みは見えているのかということであります。人口減少を受け、市の、町の中心に都市機能を集めるコンパクトシティ政策が地方でも広がってきている。東京一極集中を批判しながら、自らの足元で一部の区域に居住を誘導することには、矛盾を感じずにはいられないというふうなことでありますけれども、私もこのコンパクトシティということについては賛成できない面があります。この点、このコンパクトシティについて、町長はどうお考えですか。

町長 10年前ぐらいから、国交省さんのほうで、コンパクトシティというふうなことでいろいろ提案されておりました。実際的には、青森のほうでやったというふうなことがあるんですが、やはり、中央にといいですか、核となるところに人を集めると、周りのところに目が行き届かなくなるというふうなところがありまして、やっぱり国土を守るというふうなこと、それから農業を守るというふうなこととか、そういったものができなくなるというふうなことで、最近では国土交通省さんでも、コンパクトシティプラスネットワークというふうなことで、集められるものは集めておいて、あとはネットワークでつなぐというふうなことであります。

やはり、そこに集めるというふうなことで、ただ効率化を目指しただけでは、新たな費用負担が生まれるというふうな考え方の中で、そのように変わってきているんだろうとい

うふうに思います。したがって、町としましても、コンパクトシティという考え方はまず、今のところ持っておりません。しっかりと、それぞれの地域の中でできること、できないこと、そして町で進めている地域運営組織の中で、大きな旧小学校単位の中で、その中で厳しい集落についてはみんなで助け合おうというふうな考え方で、今のところおります。

したがって、コンパクトシティという考え方の中に一理はあるかというふうに思いますが、町としましては、できる限り、現在の集落数、そして集落の形態を守りながら、国土、それから、里山、農業、そういったものを守っていきたいというふうに考えているところであります。

8番 各集落の特徴を生かしたまちづくりをお願いしたいというふうに思います。

次に安心して産み育てられる環境づくりについてですけれども、出生、合計特殊出生率2.95ということで、全国1位になっております岡山県の奈義町の子育て支援と比べましても、舟形の、先ほどいろいろ説明がありました支援策、決して遜色のあるものではないというふうに、私は思っているところであります。ただ、一つ心配なのは、大事に、町の宝として子供たちが成長して都会に流出してしまうのでは、本当に元も子もないというふうに思っているところであります。

その辺の意味で、やっぱり大事なものは教育ではないかなというふうに思います。地域に学び、地域を愛する教育というこのキーワードが、この重点プロジェクトに何度か掲げられておりますけれども、舟形町に住み続ける教育、そしてあるいは町を離れても何らかの関りを持つ、いわゆる関係人口といいますか、人材、そういった町に関係を持つ人材に育つような教育、これが必要であろうというふうに思うんですけれども、そういった趣旨のものをぜひ取り入れていただきたいというふうに思いますけれども、その辺について考えがありましたら、お願いします。

町長 奈義町は、私も最上管内の町村長の研修で視察してまいりました。本当に、山間部と商店街等についても、さほど大きなものがあるというふうなことではないんですが、やはり特徴的なところとしては自衛隊の駐屯地がございまして、そういった関係の若い方々というふうなところもいらっしゃるということなんですが、地形的に中心部に近いというふうな、中核都市に近いという特徴もございましたけれども、やはり独自の施策として、いろいろ子育てのための施策をやっていらっしゃるというふうに思っています。

町としましても、決してそれに引けをとるというふうなことではないんですが、さらに子育て支援については、できる限り力を入れていきたいというふうに思います。

その中でやはり、教育というのは子育てをする上で保護者、親のほうから見ると、非常に重要なポストであります。舟形町でいらっしゃる原田先生とか、歯医者の方の土井先生の

ご子息については、ある程度の小学生ぐらいになりますと、よその町村に移られるというようなこともあります。やはり、教育の在り方、教育の水準であったり、特色ある教育というふうなものが、舟形町の子育て支援、さらには子供を舟形で教育させたいというふうな思いが、子供を増やすことができるのではないかなというふうなこともありまして、教育アドバイザーとか増やしているわけがございますけれども、さらなるやっぱり魅力ある教育というふうなものが必要になってくるのではないかなというふうに思います。

その中でやっぱり、先日も中学生に鮎釣り教室をいたしました。漁協のほうでは、組合員数が減少しているというふうな中で、舟形に住んでいる人も鮎釣りをしたことがない。私は堀内なので鮎釣りをしたことがなかったんですが、先日初めて鮎釣りを体験させていただきました。やはり、そういった東京、都会のほうでは経験できない、そういったものが舟形町の特色としてあると。それを楽しみというふうなものを一つ持って、都会に出るまでに思い出として行っていただければ、いずれそういう楽しみを満喫するために、舟形に戻ってきてくれるのではないかなというふうなこと。

さらには、答弁でも申し上げましたが、日本一のおいしい給食食育推進事業の中では、舟形町で取れる農林水産物というふうなもの、それからそこに携わっている人たちのいろいろな考え方、そういったものに触れていただいて、舟形町でこんなものが取れるんだというふうなことをしっかりと覚えていただく。さらには、舟形町出身のシェフの方々からいろいろな調理の方法、メニューなどを考えていただいておいしいものを食べていただくと。その中で、やはり愛郷心というふうなものを育成し、醸成し、いずれやはり都会に憧れるという気持ちを分からなくはないんですが、また、舟形に戻ってきていただけるように、町としてはできる限り、子供たちに舟形のよさをPRしていきたいというふうに思います。

また、いろいろな面で、中学校を出て高校に行くといろいろな市町村の方々と、いろいろお話しすることがあるかと思いますが、その際にも舟形町のよさというものを再認識していただけるのではないかと。それはやはりいろいろな面で子育て支援に力を注いできたというふうなところが、よその市町村と比べることで、初めて認識していただけるのかなというふうな思いもございます。もともと、これで全て完了しているということではないので、次の短期アクションプランの中で、必要な政策をしっかりと実行してまいりたいというふうに思っております。

8番 今、言いました地域に学び、地域を愛する教育の充実ってことですがけれども、町の教育目標、地域に育ち地域を育てる町民の育成でしたか、なっているわけですがけれども、これとの整合性といいますか、この辺、教育長もいらっしゃいますけれども、どうお考えでしょう。

教育長 学校教育の中でも、教育委員会の中では、子供たちの教育、学校教育の目標については、共に生きる力を持った子供の育成というふうなことで取り組んでおります。その中では先ほどありましたけれども、ふるさとを思う愛郷心というふうなところでは、2つの力と3つの心を持った子供の育成ということで、まず確かな学力、そして自立する力、それから3つの心では、豊かな心、向上心、愛郷心というふうなことで、学校教育に取り組んでおります。これから、やはり子供たちが生きていく社会というふうなことは、様々な国のほうでも、令和の日本型教育の中で問われているわけですが、そういった中でどういう力をつけていくかというふうなことも踏まえて、町の教育とさらに第7次の計画と、整合性を持って対応しているところであります。

8番 ぜひ、その辺力を入れて、何といいますか、急にというか、今すぐにこの人口が回復するってことは不可能だと思うんですけども、やっぱりこの長い年月のスパンで成果を上げるには、そういったことが大事かなというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

次に、農林水産業の振興についてでありますけれども、基盤整備事業をはじめ、農業機械等の補助事業の獲得につきましては、自主的に支援策の実績については本当に高く評価をしております。農家も本当に心強く思っていることだというふうに思います。いかんせん、高齢化とそしてまたこの担い手不足という点では否めないところでありますので、新規就農者の確保、期待するところでありますけれども、特に町外からの移住定住をして就農すると。そういったことを図るためにも、一つの腰かけ的なものをつくってはどうかというふうに思っているところであります。

例えば、いろんなこの就農する方の希望があると思うんですけども、やっぱり希望する作型に応じて、やっぱり資材、圃場の面積でありますとかあるいは農機具というものをセットにして、まずは、初年度、農業所得でも300万円ぐらいを目指して、そういった経営をあっせんすると、そしてこの就農実績に応じて償還をしていくと、そういうふうな一つのセット商品のような制度があったらいいのではないかなというふうに思います。そのことについては、町長、お考えがありましたらお願いします。

町長 農地等の貸し借り等については、ちょっと言葉が変な感じもあるかと思いますが、介護のほうで老老介護というふうなことがあるんですが、農業の場合についても、高齢者の農業者が何とか貸すのに、また高齢者の方にお貸しをするというパターンが多くあります。やはり、新規就農者というふうなことについては、若い人をできるだけ連れ込んで、舟形町の農業を継続させていきたいというふうに思います。

今年度、1人トマトの農業者が新規就農というふうな形でやっていただきました。町としましては今、8番議員さんがおっしゃるとおり、ぜひそういうやり方もあるというふう

なことであれば、いろいろな使われなくなったトラクター、農業用機械等もございますし、いろいろな資材もあるかというふうに思います。そういったものをうまくマッチングして、さらに人材なんかもマッチングできてやれば、非常にいいのかなというふうに思いますし、冬期間のやはり雇用というふうなものもありますと、やはり、冬期間の除雪作業などというのも、ある意味、今のところ建設業者さんに委託しているわけですが、農業団体のほうに委託することで、冬期間の年収というか、収入も安定できるというふうなこともあるので、様々な点で今後とも検討してまいりたいというふうに思います。

8番 時間もありませんけれども、最後にもう一つ、この住環境の整備ですけれども、これは特に大事なものは、雪対策かなというふうに思っているところであります。これは町内でも立派な家がありながら、それを空き家にして山形、天童辺りに移住をします。その最大の理由はやっぱり雪であります。そのことについてはやっぱり避けて通れない、まちづくりには避けて通れない課題かなというふうに思います。ぜひ、そのことも一考していただきたいというふうに思います。まず短くていいですから、答弁だけお願いします。

町長 克雪住宅というふうなことで、融雪装置、屋根融雪それからアプローチ融雪については、今年度補助率を上げ、さらに拡充しております。そういったところでやっぱりお年寄りになっても、しっかりと舟形町で住んでいただけるような、雪対策、克雪対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

8番 今後とも、まずまちづくりのために、積極的に、精力的に邁進していただくことをお願いして質問を終わります。

以上です。

議長 以上をもちまして、八鍬太議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、1番伊藤廣好議員。

1番 それでは私のほうから通告しております2題の質問をいたします。

主題1、「高齢者福祉のさらなる充実を」

人生100年時代と言われる長寿社会、厚生労働省の試算によれば、2020年時点で、65歳の人のうち女性の62%、男性の37%が90歳まで長生きすると予想しております。

高齢化が進んでおります。健康寿命を延伸すれば、人口減少を緩やかに、また、介護費・医療費も抑制でき、生き生きした生活を送ることができると思います。

そこで、高齢者福祉のさらなる充実のために、次の4点の政策提言をいたします。

第1点目は、聴力の新規事業についてであります。年を重ねると耳が衰えるが、年齢のせいと思ひ込み、病院を受診しない人が多いと言われております。生活の要である会話がおっくうになり、体力が低下し認知症のリスクを高めるとされている。

また、難聴、耳鳴り、めまいなどの耳の不調を訴える方も多くおり、耳の健康は、「健康

寿命の延伸」には欠かせないと言われております。このため、聴力の衰えの予防や早期発見・対応を図るため、病院や医師会、補聴器販売店などと連携した事業を実施してはどうか。

例えば、町の地域検診とマッチングしての相談会や、耳鼻科による聴力検査への啓発、補聴器相談専門医などの講座など新たな新規事業に取り組むべきと考えるがどうか。

第2点目は、運転免許証を返納した高齢者は交通弱者となるため、社会活動支援として、1つ、電動シニアカー購入費の助成、それから2つ目として、80歳未満の方へのタクシー券助成を検討してはどうか。

3点目は、独り暮らし・高齢者世帯への見守り支援の充実として、現在の独居老人対象の緊急通知通報システムに加え、新たに高齢者世帯に拡大し、民間警備会社による見守りサポートを希望する世帯に、機器費、工事費に対し助成を行い、安心・安全な生活確保を検討してはどうか。

第4点目は、独り暮らし・高齢者世帯が、冬期間でも安心して町に定住するためには、高齢者向け集合住宅が必要であり、民間企業と連携して建設を検討する考えはないか。

主題2「きめ細やかな道路除雪を」であります。舟形町の除雪対応については高い評価を得ており、町当局をはじめ、明け方から業務に当たられているオペレーターの皆さんの日頃のご労苦に感謝しながら、住民の思いとしての次の4点について質問いたします。

第1点目は、除雪路線の支障木伐採などの事前点検を、降雪前に行うべきと考えるがどうか。

第2点目は、除雪車による住宅玄関口除雪での配慮はされているのか。

第3点目は、県道と町道除雪との連携はどうされているのか。

第4点目は、西堀地内の流雪溝整備計画はどうなったのか。

以上、質問項目が多いので、答弁を簡潔にお願いいたします。

町長 それでは、1番伊藤廣好議員の「高齢者福祉のさらなる充実を」についてのご質問にお答えします。

町の第7次総合発展計画では、基本目標として、「いつまでも元気で笑顔が溢れる町」を1つの柱としております。この目標を実現するため、「健康寿命の延伸」や、「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」を基本施策に定め、生活習慣病対策やがん予防対策など様々な施策に取り組んでいるところであります。

さて、1点目の質問である聴力異常の予防や早期対応についてお答えいたします。現在、町の特設検診には聴力検査が含まれていないため、難聴などの自覚症状があっても、特に問診票への記載がなければ把握できないのが現状であります。県内でも、特定健診で聴力検査を行っているところはないようですが、飯豊町と小国町が人間ドックにのみ聴力検査

を導入しているということでありました。

耳が聞こえづらいことで日常生活に支障がある場合には、医療機関への受診や、補聴器の取扱店に相談していただくことが必要かと思っております。なお、中央公民館を会場に、定期的に相談会を開催している補聴器専門店もあるようであります。

高齢者の耳の聞こえの不調は、伊藤議員ご指摘のとおり、健康寿命にも影響するおそれがあると言われておりますので、耳の健康や不調に関する講座や座談会の実施について、今後検討してみたいと思っております。

次に、2点目の運転免許証を返納した高齢者への支援についてですが、当町のように、バスやタクシーなどの2次交通が発達していない地域においては、移動手段として自家用車が大きな役割を果たしております。そこで、高齢になっても、安全に車の運転ができるように、先進安全自動車の購入や、先進安全装置の設置に対しての補助を行うことで、長く安全に運転してもらうための支援に力を入れているところであります。

電動シニアカーについては、新しい移動手段として今後、ニーズが高まる可能性は否定できませんが、身障者や要介護の方については、制度の中で使えるサービスもあるようですので、現時点での購入補助については考えておりません。また、80歳未満の方へのタクシー券の助成についても、今のところ配布する考えはなく、平成30年度から取り組んでいるデマンドタクシーのさらなる利便性向上を検討する中で、交通弱者の生活の足の確保対策に取り組んでまいります。

続いて、3点目の高齢者見守りサービスの拡充についてですが、現在、当町が行っている高齢者独居世帯を対象とした見守りは、最上地域7町村で取り組んでいる緊急通報システム事業で、31世帯に携帯用無線発信機と緊急通報用電話機を設置しており、昨年度は緊急通報が8回あり、救急車出動回数は1回でありました。

このほか、社会福祉協議会で行っている「ふれあいヤクルト事業」や「ふれあい宅配弁当事業」による安否等の確認、また、日本郵便株式会社との協定に基づく情報提供や、民生委員による地域の見守り等が行われていますが、マンパワーに頼るところも大きいのが現状であります。

近年、高齢者の見守りサービスについては、民間事業者の参入が増え、「定期訪問型」「センサー型」「カメラ型」「警備駆けつけ型」「宅配型」「アプリ型」など、ICT等を活用した多様なメニューが提案されておりますので、当町としても高齢者が安心して暮らせるまちづくりのため、情報収集に努め、必要なサービスが提供できるよう検討していきたいと考えております。

最後に、4点目の高齢者向け集合住宅についてですが、当町としては、高齢者のみの世帯を想定した集合住宅の整備計画は、今のところありません。

伊藤議員のご指摘のとおり、高齢の独居世帯では、主に冬期間の除雪が課題となりますが、住み慣れた自宅での生活を支援するため、高齢者等除雪サービス事業による間口除雪協力者の確保や、除雪経費の助成を行っているほか、どうしても自宅で過ごせない方は高齢者生活福祉センター「ゆいの家」を利用している方もおります。

高齢者向けの集合住宅については、現時点で緊急性や必要性は高くないと考えておりますが、町内への建築を考えている民間事業者からの要請があれば、連携した取組について検討させていただきたいと考えております。

次に、「きめ細やかな道路除雪を」についてのご質問にお答えします。

第1点目の支障木伐採等の除排雪路線の事前点検については、各工区、降雪前に道路及び周辺状況の点検を行い、除雪の支障となるものについては対策を講じております。ただし、昨年度のような短時間の大雪による雪の重みに起因した倒木は予測が難しく、発生後の対応にならざるを得ない場合があります。

第2点目の除雪車による住宅玄関口除雪の配慮についてですが、道路除雪においては、限られた作業時間で、おのおのの玄関口を平等にきれいに除雪することは極めて困難であり、広報等で各家庭での対応をお願いしているところであります。なお、玄関口等の除雪が困難な世帯については、「高齢者世帯等除雪サービス事業」「地域支え合い除排雪活動支援事業」により、支援をしているところであります。

第3点目の県道と町道除雪の連携については、情報共有の面では最上管内の除雪関係機関会議で、随時、降雪状況に応じ、情報交換をしております。また、倒木や幅員の減少等、通行に支障があるものは、速やかに情報提供することとしております。県道の路肩や消雪道路にたまった雪を町の除雪車で除雪するような作業面での連携については、費用負担、作業中の責任の所在、作業時間の捻出等問題が多く、県・町とも連携は難しいものと認識をしております。

第4点目の、西堀地内の流雪溝整備計画については、平成15年度に町全体を対象とした流雪溝の整備構想をまとめております。これに基づき、平成16年度頃に要望があった西堀町内会と検討した結果、維持管理費の負担や使用時間の問題で断念したと記憶しております。西堀地区については、流雪溝を整備する場合、その水源は大堰からの分水または最上小国川からのポンプ揚水になりますが、大堰からは舟形流雪溝等既存施設の水量不足が懸念されているため分水できず、最上小国川からのポンプ揚水では、電気料と維持管理費の負担や使用時間の制限に、住民の合意形成を図ることが難しいという判断で整備は断念され、以降計画はございません。

1番 答弁ありがとうございました。最初に第1点目の、聴力事業についてでありますけれども、答弁では、耳の健康や不調に関する講座や相談会の実施については今後検討すると

というような答弁いただきましたので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

ある雑誌によりますと、人生後半戦を幸せに過ごせる耳の鍛え方というような特集がありまして、耳にはよい食べ物、よい音楽、それからつば、いろんなあるそうで、耳の鍛え方にもいろんな奥が深いんだなということを感じておりました。また、ちょっと話は違いますが、先ほど町長は聴力関係の検診等しているところは少ないというようなお話があったんですが、実は山形市で昨年の12月から山大医学部と、それから市の医師会、それから補聴器の販売店などと連携して、聴力の衰えの予防や早期発見、それから対応を図る「聞こえくつきり事業」を施行しているというふうに報道があります。舟形町も山大医学部とは、これまで糖尿病検診等で30年にわたる連携があるわけですし、そのことを踏まえて指導を受けられないかその辺も相談する考えはないか伺いたいと思います。

町長 山形大学第3内科とは、糖尿病検診でつながりはございますが、それで全て山形大学の医学部の方々と連携しているわけではないというふうに思いますので、山形市の状況をお聞きしましたので、すぐにできるか分かりませんが、山形市の状況を見ながら、その目的であったり効果というものを検証しながら、舟形町でできるものであれば取り組んでいきたいというふうに思います。

1番 ぜひ、山形市の取組について、ひとつ調査研究などをお願いしたいなというふうに思います。

2点目の免許返納の支援ですが、町長の答弁では、自家用車の先進安全装置等の設置補助についてお話がありましたけれども、これについては舟形町は先駆的に取り組んだということは、大変評価をいたしますが、この件について運転を続けていく方への補助でありまして、免許を返納した方については別の問題でありますので、これまで舟形町では、80歳未満で返納というのはあまり多くはないのではないかというふうに思いますので、タクシー券の希望者に対して、タクシー券の助成だけでも、検討してほしいなというふうに思います。

それで、これまで舟形町では、免許返納者は何人ぐらいおられるのか。そのうち、80歳未満の返納者というのは、大体どの程度、年間おられるのか。把握しているものがあれば、答弁をお願いしたいなというふうに思います。

町長 免許返納の状況等については、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思いません。

住民税務課長 警察のほうから公表できる資料ということでしたのでありますので、お知らせしたいと思いますが、令和4年1月から12月の1年間で、舟形町の返納者数が10名でございます。年齢刻みなんですけれども、65歳以上がうち9名、75歳以上が8名ということで区分になっておまして、80歳以上という区分はないということでしたのでお知

らせします。なお、これはあくまで返納であって、途中で死亡された方及び免許更新しない方については含まれていないというものでございます。

1番 人数的にはそう多くないと思いますので、ぜひタクシー券の交付については検討をお願いしたいと思います。

第3点目の高齢者の見守り支援でありますけれども、検討していきたいという答弁をいただきましたが、ある民間の警備会社の見守りサポート支援について、ちょっと聞いたんですが、この場合ですと契約者から何かあって連絡を受けた場合、例えば救急車の手配をして、そして警備員が自宅に駆けつけるというか、そういう体制を取っているわけです。

今の町の消防署との緊急通報システムでは、電話連絡のみで、どうなされましたかというようなことで、あとは親族に連絡があると思うんですが、民間の警備会社ですと、警備員が自宅に訪れて対応してくれるという一つの安心感があるんじゃないかというふうに思いますので、その辺今後検討してほしいなというふうに思いますし、現在、設置している方の話なんか聞きますと、大変いいというようなお話がありましたし、ぜひ町でも広げてほしいというような声もありました。特に、また契約者の玄関先で、玄関に警備保障のシール、ステッカーを貼るものですから、それによって、防犯抑止っていいですか、そういう効果もあるということで、安心して生活できると思いますので、ぜひ今後検討してほしいなというふうに思います。この件については答弁は要りません。

4点目の高齢者向け集合住宅ですけれども、町長からは、「ゆいの家」を利用されている方があるということで答弁あったんですが、確かに「ゆいの家」はあるわけですけれども、「ゆいの家」は、個室、6畳の個室が8室、それから夫婦部屋が1室ってことで、夫婦部屋は6畳とそれから洋室6畳ということで、あわせて9室、10名の入居、入所というか入居できる体制あるんですが、「ゆいの家」の場合にはやっぱりある程度利用期間なり、利用人数、そういう面で、前ですと半年とかという期間の設定もありました。今は少し緩くなったか分かりませんが、そういうことで一般のなかなか高齢者というか、そういう方は利用しにくいんじゃないかというふうに思っております。

また、町長は、6月の議会の中で、私が空き家の対策ということで質問した段階で、空き家対策は転出者だけでなく、現在いる独り暮らしの高齢者の方の課題もあるということで、サ高住、高齢者世帯のサービス住宅の整備ということも答弁あったんですが、それはサ高住は大変いいと思うんですけれども、やっぱり金額的に高いというか、家賃が高くなるので、やっぱりそれ以外のそこまでいかなくてもやっぱり高齢者向けの住宅として、高齢者が交流できるスペース、あるいは医療機関や金融機関が近くにある、そんな場所にやっぱり集合住宅を造ってほしいという声もありますので、ぜひその辺、検討してほしいなというふうに思いますけどどうでしょうか。

町長 ちょっと遡って、まずタクシー券であります、やはり80歳以下の方にもというふうなことがあるんですが、町ではデマンドタクシーをこれを有効活用としていただきたいというふうな思いでありますし、ワンコインでできますので、タクシー券の初乗り料金の補助をしたからといって、これでスムーズに全てがいくというふうなことではないと思いますので、まずはしっかりとデマンドタクシーのシステムとそれを内容を検討した上で、使っていただければなというふうに思います。

それから、緊急通報装置の関係については、民間の方というふうなことが民間事業者というふうなことがあるのかもしれませんが、でも、基本的にはやっぱり家族、離れた遠くにいる家族とかの連携とか、そういった方々が親の面倒見るとというのが、第一義的ではないのかなというふうにも思いますし、また広域で今やっている新庄市を除く7町村で行っている緊急通報システムについても、令和7年度に消防庁舎が新しくなり、通信機器も変わるというふうなことの中で、どういった取扱いになるか分からないというふうなこともございまして、もしかすると民間事業者のほうへ変わるというふうなことがあるかもしれません。その際については、各町村の中で、どういう支援をしていくかというふうなことが、改めて検討されるのではないかとというふうに思います。

それから、高齢者住宅についてなんですが、なかなか民間の事業者の方にも二、三聞いてみたんですが、高齢者向けの住宅というのはかなりリスクがあるというようなことがありました。やはり、基本的にはサ高住であったり、高齢者向けの老人ホームというようなことが大原則なんではないかというふうなことでありますので、なかなか民間事業者と連携して造ったらというふうなことがあるんですが、ぜひそういったことで高齢者向けのアパートを造ってもいいよというような事業者があれば、ぜひご紹介いただければなというふうに思います。町としまして、町独自で高齢者向けのアパートを造るというふうなことについては、今のところ、計画はしていないというふうなところでございまして、今後その状況と伊藤議員のほうからも、そういうことがあれば、ぜひご紹介いただければというふうに思います。

1番 次にきめ細やかな道路除雪について、2点まとめてお願いします。

第1点目は先ほど答弁いただきました、各工区においては、降雪前に除雪に支障となるものについては対策を講じているというのは答弁ありますので、今年度もひとつよろしくお願いしたいと思います。答弁は要りません。

それから第3点目の県道との連携について、私は思っているのは、毎年なので長者原地内の県道で、あそこは消雪道路があるんですが、うまく消雪にならない部分があって毎年のようにわだちがなるってことで、少しばかりのわだちでなく、大変大きなわだちができて、通行が大変だっということが毎年なっております。町のほうにも苦情はあると思いま

すけれども、そういう面で県道についても、町の除雪車もそこを通っているわけですから、頻繁に通って、何台も通っていると思いますので、その際に通行がスムーズにできる程度のその部分を取るとか、表面を取り除いて運行しやすいような一つの例ができないかということで、住民からしますと、県道も町道もやっぱり同じ行政でありますので、そんなことができないかという声が大変あります。

私もそんなふうに思いますので、確かに答弁の中で町長は、作業中の責任の所在とか、そういうことを申されましたけれども、消雪の装置を壊したとか、そんなことなればそれは問題になると思うんですが、そういうことではなくて、ちょっと通行の段階でできる範囲で、その辺を配慮すれば非常に通行がしやすくなるのではないかというふうに思っておりますので、確かに縦割りというか、県と町のあれは分かりますけれども、その辺の垣根を払ってやっぱり対応するのが、行政ではないかというふうに思いますので、その辺については、どのように考えているでしょうか。

町長 確かに、伊藤議員がおっしゃるとおり、長者原地区については昨年も消雪道路が消雪パイプの不具合によって水が出ないというふうなことがありまして、大変わだちになっているというふうなところがあるんですが、一方で先ほど答弁にも申し上げましたとおり、舟形町の町道以外のところで、舟形町の除雪車が何らかの事故を起こした場合に、保険の適用にならない場合もございます。それともう一つは、舟形町の除雪車の構成がそれは無理だというふうなことが一つ言えます。ドーザについては2台しかございません。あとは全てロータリー除雪車でありますので、長者原のようなああいう盤がついたようなところについて、ロータリー除雪車の中ではそれを対応するようなことはなかなか難しいというふうに思います。

やはり、県の作業状況を見ても、ユンボで盤を取って、さらにはそれをダンプカーに積み込む、もしくはドーザでそれを排除するというふうなことがあるようですので、町としまして日々除雪をしているというふうなことはあるんですが、そのところを通っているのは大半がロータリー除雪車でありますので、そういった面についてもご理解をいただければなというふうに思います。

1番 その中での県道の県のドーザは運行しているわけですよね。移動って、そこを通っているわけですよね。そういう面でその部分については、県のほうにお願いするってことはできないんでしょうか。

町長 その点についてはやはり通行に支障がある場合については、県のほうに、もう車が壊れたりする可能性もあるので、対応していただきたいというふうなことで申し上げておりますので、ただ町としまして県のほうに、ドーザで云々かんぬんというような指示ができない状況でございますので、まずはしっかりこういう現状を見ていただくというふうなこ

とで県のほうに連絡をし、見ていただいた後、早急に対応していただきたいという要望を出す以外にございません。

1番 今年もそういう状況は予想されるわけでありますので、事前にその辺については、県のほうに要望していただきたいと思います。

次に、西堀地区の流雪溝の計画についてですけれども、町長の答弁の中では平成16年度頃に、計画がいろんな維持管理なり、あれで断念したということがあったんですが、しかし今でも流雪溝の整備というようなことを要望する住民が、西堀地区にはおりますので、今後のあれとして、先ほど町長は8番議員さんのあれでもありましたけれども、旧舟形小学校から平沢までの大堰の水路改修があるということあったんですが、私もある情報から聞いて、今年と来年度で調査期間だってなことあって、そのあと工事、大堰の水路改修ということで、今までよりも広く水路が確保されるんじゃないかと思いますが、その段階で、水量はどの程度なのか分かりませんが、大堰の水路改修が行われるという予定だというふうに聞いていますので、これを機会に、その辺、水流とかもあると思いますけれども、再度検討する考えはないでしょうか。

町長 福祉避難所としてから、それから第1町内会までのところの農業用水路の改修というお話をさせていただきましたが、まずもって農業用水路の特徴といたしまして、川から取水して末端まで流すわけですが、今は違うんですが、昔整備された農業用水路というのは、途中の田んぼで用水がするために、末端に行くと断面が小さくなるというふうなことがございます。それだと平成30年に降った豪雨によりまして、特に舟形町では河岸段丘の地形の中で、最上川の右岸側の三光堰、それから左岸側の大堰について、山腹排水を受けたためにその農業用水路は取水をしていないんですが、その山腹排水があふれて舟形町役場の電源まで消失したというふうなことがございます。末端部分の解消というふうなことでありますので、上流部分からの取水量の増というふうなことではございませんので、そのことで大きく水量が変わるというふうなことはないというふうに思います。

そういった意味の中で、大堰の流雪溝、本町通りの流雪溝の組合の中の方々から、もし分水できるよというふうなことが言ってもらえれば、あるかもしれませんが、そのあと、マツバ堰というふうなことで、駅前の道路のところの流雪溝にも一部使われているところもございますので、西堀地区にこの大堰の水が行くというのはかなり厳しいのではないかとこのように思います。

1番 分かりました。西堀地内の住宅団地、町で団地整備というか、その後も整備しているんですが、その管内というのは毎年雪のやり場がないというか、そういう中で、緊急の場合なんかは車は通れなくなるんじゃないかという、そういう実態も聞いておりますけれども、空き地もないということで、環境的に厳しい面はあると思うんですが、それらのあそ

この西堀住宅団地の地域に対しての対策というか、そういうものは何か考えていないでしょうか。

町長 基本的には小まめな除雪というふうなことで、あと空き地がある程度ありますので、そこに堆雪しながらというふうなことで除雪効力を上げているというふうなことであります。基本的には、考えられるのは例えば宅地内の排雪について、町の除雪車とそれから連携しながら、一気にそういった宅地内の除雪を除排雪をするというような、楯岡とかほかのところで行っているような取組というのは、西堀では可能かとは思いますが、基本的にやはり、なかなか厳しい状況でありますので、毎日毎日小まめにちょっと、町としては除雪に心がけるというふうなことが大前提かなというふうに思っております。

1番 分かりました。ありがとうございました。

議長 終わりですか。（「終わり」の声あり）

以上をもちまして、伊藤廣好議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時38分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。

7番奥山謙三議員。

7番 それでは、通告書に従い、一般質問を行いたいと思います。

第1点としまして「ヤングケアラーの現状と支援は」

「ヤングケアラー」とは、両親のどちらかが離婚・死別によりいない、あるいは仕事などで忙しい場合、子供が介護を担わざるを得なくなる状況になり、要介護状態の家族のために大人が担うような介護の責任を引き受け、家事や家族の世話、感情面のサポート（介護）も行っている子供や、若者のことです。これら家族の介護により、友人関係が希薄になりがちで孤立してしまう、あるいは、進学や就職を断念せざるを得なくなってしまうといったケースは、頻発しております。近年、その問題性が強く指摘されています。2021年3月に発表した国の調査結果によれば、中学2年生の約17人に1人がヤングケアラーでした。2016年の大阪府の調査では、高校生20人に1人が介護を行っている実情が明らかにされました。舟形町の現状と支援について質問します。

次が「マイナンバーカード普及と活用は」と題して行います。

マイナンバーカードについては、マイナポイント事業など国が進めるカード促進策により申請急増で、トラブルが相次いでいます。これからの日本は人口減少等により、一層デ

デジタル活用して労働生産性を高めていかなければ、世界から取り残されていくと感じています。舟形町の現状と取組について質問します。

②直近のマイナンバーカードの普及状況は。

②マイナンバーカードの情報紐付け等の誤りはあったのか。

③マイナンバーカードのトラブル等による返納はあったのか。

④マイナンバーカードを活用した新たな住民サービスの方策はあるのか。

以上、よろしく願いいたします。

町長 それでは、7番奥山謙三議員の「ヤングケアラーの現状と支援は」についてのご質問にお答えします。

初めに、ヤングケアラーの現状ですが、国が令和2年度に民間企業に委託して行った全国的な実態調査によると、中学校で46.6%、全日制高校では49.8%にヤングケアラーがいるという結果でした。ただし、この調査は抽出調査でしたので、当町の学校は対象となっておりません。

当町単独では、これまでヤングケアラーを把握するための調査を行ったことはありませんので、町内における正確な実態把握はできておりません。しかし、支援の必要な児童や、家庭の情報を共有する場である要保護児童対策地域協議会での事例検討をはじめ、小学校や中学校、また児童相談所や警察などからの情報提供、相談対応の中においては、ヤングケアラーとされる事例は、今のところ確認していないのが現状であります。

なお、ヤングケアラーの背景には、児童虐待や育児放棄といった問題があるとの指摘もあります。当町には、ヤングケアラー専用の窓口はありませんが、そのような情報が寄せられた場合には、子どもに関わるそれぞれの部署が子どもの気持ちに丁寧に寄り添い、連携しながら対応しているところであります。

次に、ヤングケアラーへの支援についてですが、まずは、子どもが置かれている状況に、周囲の大人が気づけるように、また、子供自身が自覚できるように、ヤングケアラーという言葉の認知度を高めていくことが必要であると思います。そして、子どもにとって最も身近な存在である学校における見守りや対応については、学級担任をはじめとする教員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を含めた組織対応の強化を図り、個々の背景に応じた支援につなげることだと思います。

町の第7次総合発展計画における基本目標の一つである、「町の宝を守り育てる」ために、ヤングケアラーに限らず、問題を抱えた子どもの把握や支援の推進については、今後も健康福祉課や教育委員会、学校、児童相談所などが連携し、横断的に取り組んでまいります。

次に、「マイナンバーカード普及と活用は」のご質問にお答えします。

マイナンバーカードは、国民がデジタル化の恩恵を実感できる社会を早期に実現するた

め、安全で安心な利便性の高いデジタル社会の基盤として、普及が進められています。

しかし、奥山議員のご質問のとおり、マイナンバーカードに関するトラブルが全国各地で報告されております。

その内容は、コンビニ交付サービスの誤交付やマイナ保険証の誤登録、交付金受取口座の誤登録、マイナポイントの誤付与、マイナポータルでの他人の年金記録閲覧等、様々なトラブルが五月雨式に確認されております。

政府は、こうした問題に対応するため、「マイナンバー情報総点検本部」を設置し、今年秋までに全情報の総点検を行うこととしております。

マイナンバー制度の安全性を確保し、新たなトラブルを生じさせないための仕組みづくりが、利活用の前提となることから、再発防止策が急がれているところであります。

さて、ご質問の1つ目の直近のマイナンバーカードの普及状況はであります。令和5年7月末時点で保有枚数3,915枚、保有率80.1%、全国平均71%を9.1ポイント上回る数値となっております。

2つ目のマイナンバーカードの情報紐付け等の誤りは現時点では確認されておられません。また、3つ目のマイナンバーカードのトラブル等による返納も、現時点では確認されておられません。

4つ目のマイナンバーカードを活用した新たな住民サービスの方策は、令和5年4月から、住民票等のコンビニ交付サービスや、介護、子育て関係の行政手続オンライン申請、転入提出時の引越しワンストップサービスを開始しております。

今年度は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した「スマート窓口導入事業」を予定しており、各種証明書発行手続や住民異動手続において、マイナンバーカードによる「書かない窓口サービス」や、「行かない窓口サービス」を構築する予定であります。

これらのサービスは、奥山議員のご質問にあるデジタルを活用した新たな住民サービスの提供や、労働生産性を高める方策につながるものと考えております。

また、デジタル庁では、マイナンバーカードの利活用拡大の施策として、健康保険証としての活用や、運転免許証、在留カードとの一体化の検討に加え、「オンライン市役所サービス構想」「市民カード化構想」等も検討されております。

こうした国の取組も踏まえ、町としては、避難所受付や投票所入場券、図書館カード、健康ポイント、高齢者タクシー券、プレミアム商品券等、様々な行政サービスにマイナンバーカードを活用する事業等も検討してまいります。

マイナンバーカードは、こうしたアナログで行っている行政サービスをデジタルに変え、地域課題の解決につなげる有効なツールであり、町のデジタル化、強いては先進的少数社会を進める上で、重要な役割を担うものと考えております。

今後も、デジタル技術の進展により、様々なサービスや手続がオンライン上で提供されることが予想されます。その際には、利用者となる住民一人ひとりの本人確認、認証の仕組みが必要であり、その役割を担うのがマイナンバーカードになります。

町としては、マイナンバーカードを活用した新たな施策を含め、町民生活の利便性向上や行政の効率化につながるデジタル化を総合的に検討し進めてまいります。

7番 まず最初に、ヤングケアラーについて再質問を行いたいと思います。基本的に、私も今回これ一般質問している中で、ヤングケアラーの現状、そして中身についてすごく勉強になったなというふうに思っているところでもあります。まずもって、町長のこのヤングケアラーに対する認識、まずお伺いしたいと思います。

町長 先ほども答弁でも申し上げましたが、舟形町には幸いにしておりません。しかし、やはり都会の中でいくと多くなるようございしますが、子どもの自分の将来、未来というのが、ヤングケアラー、親の介護というようなものによって、そこが束縛されるもしくは制限されるといったことについて非常に残念であり、そういった問題については社会でしっかりと、その手だてを講じるべきであろうというふうに思います。そのことについては、こども家庭庁ができていく中で、重要な課題の一つになるものだろうというふうに思っています。

やはり、田舎にはない都会での社会的なつながり、コミュニケーション、コミュニティの問題というふうなものが、都会には多く含まれているんだろうというふうに思いますし、町としましては、先ほど答弁で申し上げましたとおり、横断的にいろいろな早い時期での相談体制を構築していかなければいけないというふうに思っているところでもあります。

7番 こういうふうな地域の中では、人と人とのつながりが強いというふうな関係性の中で、こういうふうなケースが発生すれば、近くの方々が支援してサポートしているというようなところで、このヤングケアラー等の問題は出てこないのかなというふうに思いますが、ただ心配なのが、自分の家の家庭の事情で、こういうふうなことをしているということについて、している本人が当たり前といいますか、もう家のためなんだから当たり前なんだという意識でやっているというふうな面も考えられるわけでもあります。そういった中で、今回、このヤングケアラーというふうな言葉について、やっぱり町民から知っていただくというふうな目的もあって、今回一般質問をしたわけでもあります。

そういった中で、今回、先ほど町長の答弁にもあったとおり、こども家庭庁ではヤングケアラー支援体制を強化していくというふうなところで、実態調査とか研修等を実施する自治体に対して、財政支援や支援体制の構築というようなところがあるようでもありますけれども、この辺について国のほうからの通達等といいますか、そういうのがあるのかないのか。お聞きしたいと思います。

町長 その件については、健康福祉課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 ヤングケアラーへの支援の事業につきましては、国のほうでも令和5年度で予算措置している事業もございます。そういった事業についての情報提供については、各自治体のほうにも情報提供されますので、例えばヤングケアラーの支援体制強化事業といったように、今、議員がおっしゃられたように、実態調査であったり研修推進事業といった内容への補助も含む事業ということも、情報提供されている現状がございます。

7番 このことについては、国、県、市町村というふうな流れになろうかというふうに思いますが、県の対応というのはどういうふうな状況になっているのか、もし分かるようであれば、教えていただきたいと思います。

町長 その点についても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 県のほうの具体的な対応というのは、まだ市町村のほうには下りてきておりません。先般、民生児童委員の研修がございまして、そのテーマがヤングケアラーの関係の説明があったようです。そういった中で講師を務められた先生の話によると、まだ山形県の中では、そういった県内での実態調査についても、まだ話は聞いていないということでしたので、今後全国的に、そういったことが進められている中で、山形県のほうでもヤングケアラーについての対策事業というものを、市町村のほうにも落としとすると、こういうふうに考えておりますけれども、今の時点では、大きな具体的な動きは、まだ市町村のほうには下りてきていないという現状でございます。

7番 分かりました。次、回答の中に、周囲の大人が気づけるように、また子ども自身が自覚できるように、ヤングケアラーという言葉の認知度を高めることが必要というふうな回答があったわけですが、これをどういうふうにして進めていくのか。考えをお聞きしたいと思います。

町長 中学校の子どもたちとかに、実際にヤングケアラーというふうなことについての説明をしているようですが、詳しくは教育委員会のほうから説明をさせますので、教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまご質問のあったどういった周知をしていくかという部分ですが、私も今回のご質問で大変勉強になりました。いろいろ調べさせていただきました。家族の世話をしたことがあるかという子どもたち、今回の調査については5,558名中の5.7%ということありまして、世話をした方がいるんですけれども、それがヤングケアラーに当てはまるかという質問に対しては、1.8%の子どもたちが当てはまるとしたということは、3.9%の子どもがヤングケアラーに当てはまらないという認識だということだと思います。ということは、3分の2に当たる子供が、何らかの兄弟の世話はしているけれども、ヤングケアラーだという認識がないということかなということだと思います。そういうこともありまして、中

学校でこのヤングケアラーという言葉が出たときに、チラシのほう、子供たちに渡してかつ説明も差し上げて、自分が家族の世話、兄弟の世話をしていた場合には、ヤングケアラーに当たるんだよという周知をしているところです。

以上です。

7番 舟形町では、非常にきめ細やかに対応しているということが分かりました。そういった中で、あと学校関係とか分かりましたけれども、この地域との関わりもすごく大事なのかなというふうに思います。地域といいますか、その家庭の周り、親族も含めた地域ですけども、そういったところについての周知、もししているようであれば、教えていただきたいと思います。

町長 その点についても、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 ヤングケアラーに限らず、地域の中での様々な情報につきまして、民生児童委員の方々にちょっと、そういった地域の情報提供のほうをいただいていたります。今回、民生児童委員の研修会という話を、先ほど、県のほうでの研修会という話を先ほどしましたが、代表の方が参加しておりますので、そういった情報も、今後、民協の会議の中で情報提供しながら、ヤングケアラーについて、まずは民生児童委員の方にも理解を深めていただいた上で、今後地域の中でも、そういった町内会であったり、情報提供できるような知識を身につけてきたいというふうに考えております。

7番 ヤングケアラーと同じような状況下で、もし、一般質問からそぐわないというふうなことであれば回答してもらわなくても結構ですけども、8050問題、要するに80歳の人を50歳の人が世話をする、あと引きこもり等の問題もあるわけです。これも同じようなケースかと思えますけれども、この辺についての町の調査等は行っているのか。もし、分かるようであれば、お聞かせ願いたいと思います。

町長 詳しくは、通告になかったものですから資料として持ち合わせていないようですが、健康福祉課のほうで若干分かるようでございますので、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 今、お話がありました8050問題、それから引きこもりということですが、このうちの引きこもりについては、この後、時期は未定ですが、県のほうで調査をするという情報が入っておりますので、それに合わせて町のほうでの実態も分かるのではないかなというふうに考えております。8050につきましては、今のところ情報はございません。調査する予定もしておりません。

7番 分かりました。ヤングケアラーにつきましては、やはり、役場もそうですけれども、この周りにいる方々、そして我々も十分注意をしながらやっていくというのは大事なのかなというふうに思います。そういったことでヤングケアラーについては終わりたいと思

ます。

次に、マイナンバーカードについて再質問を行いたいと思います。全体で、80%程度というふうな発行状況でありますけれども、未発行者の年齢別、もし分かるようであれば教えていただきたいと思います。

町長 最近、発行枚数から、亡くなった方とかがあって、言葉が保有率に変わったんですが、保有枚数と保有率に変わったんですが、年代別の情報については、まだうちのほうとして資料で持ち合わせておりません。

7番 というのは、やはりこのマイナンバーカードの活用を考えていったときに、限りなく100%に近い発行状況に持っていかなければ、いろいろな住民サービスが発揮できなくなってしまわないかというふうな心配が私あったんです。そういった中で、ましてや来年から健康保険証として使わせるというふうなことであれば、限りなく100%に近づけるような発行状況に持っていくというのが、大事なのかなというふうに思いますが、今後のこのあとの20%発行に向けた対応についてお聞きしたいと思います。

町長 舟形町は高齢化率、65歳以上の高齢者が43.1%、90歳以上についても、90歳以上も95人いらっしゃいます。ということで、やはりどうしても高齢の方については、マイナンバーカードの必要性というものがあまりないのではないかと。保険証についても、暫定的な対応というふうなことで国のほうでも認めて、その期間を延長するようでございますので、そういった中で、できるだけ100%を目指すというふうなことはあるんでしょうけれども、100%はかなり難しいだろうというふうに思っております。

町としましては、デジタル田園都市国家構想交付金の補助該当項目になるような8割以上の保有率というふうなものを、まず目指しているところでありまして、現在、保有率が80%を超えておりますので、一定の目的は達したかなというふうに思います。あとは、やはり少しでも理解をしてもらいながら、保険証のほうに対応するというふうなことであったり、いろいろな面での対応が便利になるというふうなことでありますので、ご高齢の方であってもご理解をいただきながら、そういった場合については、町職員であったり、リングローさんの職員を活用しながら、少しでも保有率を高めていくよう、努力してまいりたいというふうに考えております。

7番 そういったことでカードを利用した住民サービス、今年の4月から住民票等のコンビニ交付サービス、子育て関係のオンライン申請が始まっているようでありまして、この利用状況はどういうふうな状況なんでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

町長 発行状況等について住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 私のほうからコンビニ交付の実績について報告いたします。住民票と印鑑証明書、2種類今交付できるという状況でございますが、合わせますと4月に25件、5月に

18件、6月に24件、7月に25件発行しているという状況でございます。窓口交付につきましては100件程度、毎月いるということですので、まず4分の1ぐらいはコンビニで、今現在、取られているという状況でございます。

7番 これからの事業内容としていろいろ事業等、窓口サービスを構築するというふうなことがあるようでありましてけれども、こういうふうな事業、窓口サービスというのは、令和6年度から開始というようなことでよろしいのでしょうか。

町長 令和6年度サービス開始の予定であります。

7番 マイナンバーカードのせっかくのメリットがありながら、現実私もそうですけれども、まだ持ち歩いていないというのが、正直なところなんです。というのは、保険証がなくなって完全に、マイナカードでないと使えないよというような状況になれば持つて歩くとはいいますが、要は言いたいのは、必ずこれがないともう駄目なんだよというふうな状況をつくっていくというのが、大事なのかなというふうに思います。そういったところで、これらのサービス、十分町民に周知していくというところが一番大事なのかなというふうに思いますが、まずは各首長さんたちのマイナ保険証としての使い方について、アンケートを取った記事が新聞に載っておりましたが、隣の行政では必要ないというふうな回答のようでありましたが、舟形には必要だと、もうこれはもう早期に使ってもらい、使えるようにしてほしいというふうな答弁のようでありましたが、この辺について町長の意向をもう一度確認しておきたいと思います。

町長 山新でのアンケート結果だったかなというふうに思うんですが、やはりデジタル化を進める上で、多少の問題はあるかもしれませんが、でも、これを前に進めなければいけないので、そこを一時停止もしくは後退するようなことがあっていけないのではないかという思いで、私は前に進めるべきだというふうなことで回答させていただきました。やはり、問題は抱えながらも、走りながらも、やはりその問題を少しずつ解決して進めていくことが、全体のサービス向上につながるものだというふうに思いますし、今後やはり先進的少数社会を目指す舟形町としては、率先してやるべきだというふうに思っているところであります。

7番 基本的には、私も同じです。というのはやはり、これからの社会というふうなものを考えていったときに、やっぱり人が、人口減少、その中でいろいろなサービスが、この日本国を回していくというようなことを考えれば、デジタルに頼るか、外人さんから来ていただくかというふうなことになるかなというふうに思いますが、まずは、デジタルによつての省力化、生産性向上、これを目指すべきだと私も思います。そういったことで、ぜひこのメリットについて、町民に本当に周知していくというのが大事だろうというふうに思います。

先ほど、町長の答弁にもあったとおり、やはり人がやる以上は間違いはあると思います。これを間違った時点で直していくというふうなスタンスであれば、何も問題がないわけですが、なかなかマスコミがあおっちゃって混乱しているというのが現実のようですけれども、基本的にはデジタル社会は必須というふうに思いますので、ぜひ舟形町でも率先して、このデジタル田園都市国家構想ですか、これを強く進めていただきたいというふうに思います。

最後に、森町長の決意を聞いて、一般質問を終わりたいと思います。

町長 先ほども申し上げましたが、やはりデジタルというのは普通のICTよりも、前の平井デジタル庁長官が言っていましたけれども、人と人をつなぐのがデジタルだというふうなことであります。そういった意味でしっかりと新しい社会を、未来が新しい、そして幸せにあるべき社会というふうにするためには、絶対にデジタルは欠かせないものだというふうに思いますので、この舟形町で人口が少ないところではありますけれども、先ほど言ったとおり高齢化率も高いところではあります、しっかりとデジタル化を進めてまいりたいというふうに思います。

議長 よろしいですか。

以上をもちまして、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、3番荒澤広光議員。

3番 それでは、さきの通告書のとおり、一般質問を行います。西ノ前遺跡公園女神の郷周辺の現状資料も添付しておりますので、参考にいただければと思います。

質問の主題「女神の郷周辺・お客様目線で整備を」と題して行います。

本町から出土した「縄文の女神」は、出土から30周年、国宝指定から10周年を迎え、様々な取組が行われております。子どもたちから人気のPRキャラクター「めがみちゃん」は、町内外から広く認知されていると思われま。

また、昨年11月には、東北中央自動車道が首都圏と直結し、最上地方への交流人口が増加しております。高速道から見える西ノ前遺跡公園、「女神の郷」はきれいに整備されているようですが、散策してみますといろいろな現状が見えてきます。

公園内の遺跡エリアには、トチの木、クヌギの木などが36本植栽されておりますが、13本が枯れてしまっています。公園外周ののり面の芝生は除草剤で枯れている状態です。

水場エリアに関しては、本来は水が流れていたと推察できますが、水の流れがないため水量が少なく、ただ、ため池にたまっている状態です。お客様目線での環境整備が必要だと思えます。

一方、舟形駅西口の防雪林には、JR東日本の協力を得て民間団体が木道を整備しております。木道を散策するとすぐ「希少生物、植物が生息する「清水欠（すずのがけ）湧

水」があります。この場所には、昨年11月に舟形駅開通120周年記念として、舟形町長、新庄駅長、子ども会からの協力していただき、記念植樹を行い、その後も継続して管理を行っております。

これらの活動がJR東日本社内、SDGs達成に向けた活動であると、JR東日本社内のESG経営として高く評価され、管轄する新庄駅が社内表彰されることになりました。

新庄駅では、交流人口の拡大に向けて、今後も力を入れていく計画のようであります。

本町としても、新庄駅と連携して、舟形駅西口から「清水欠湧水」、女神の郷までのルートを整備し、サイクリングロードと並行して交流人口の拡大、町民の健康づくりにつながるものだと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、3番荒澤広光議員の「女神の郷周辺・お客様目線で整備を」についてのご質問にお答えします。

西ノ前遺跡公園は、平成24年に縄文の女神が国宝に指定されたのを契機として、平成25年に公園整備構想が立ち上げられ、その後、遺跡地一帯の保存を目的として整備が進められ、平成29年に「西ノ前遺跡公園女神の郷」として開園しました。

西ノ前遺跡は町指定の埋蔵文化財であり、国が示す埋蔵文化財行政の大きな目的は、「保存」と「活用」になります。

1つ目の保存については、「埋蔵文化財は土地に埋蔵された状態で保持していることに意味があり、現在ある状態のまま将来に伝えていくことが第一義である」ということから、西の遺跡の遺構に1メートルほどの盛土をし、地域のシンボルである「縄文の女神」が出土した遺跡として、保存・管理しているところであります。

現在は、公園内の管理をシルバー人材センターへ委託するなどしておりますが、このたびご指摘をいただいた管理の行き届かない点も含めて、改善点を洗い出し、多くの方に気持ちよく来園していただけるよう整備してまいりたいと思います。

2つ目の活用については、「国民や地域住民がその多様な価値を認知し、幅広く享受することで、国や地域に対して誇りと愛着を持つことができるよう活用する必要がある」ということから、西ノ前遺跡から出土した遺物である縄文の女神の魅力を幅広く享受するため、令和3年度に、「国宝縄文の女神高精細陶製レプリカ」を制作し、各種展示や小中学校への出前授業等で活用しております。

また、舟形駅から西ノ前遺跡までのルートに関して、ルート途中である「すずのがけ湧水」周辺については、有志でつくる「自然のみどりと水に親しむ会」が環境保全活動に取り組んでおられ、散策道の設置に当たっては、新庄駅より防雪林の伐採にご協力をいただくなど、新庄駅と「自然のみどりと水に親しむ会」による連携した取組が展開されております。その取組が地域貢献活動として、JR東日本社内でも評価され、新庄駅が表彰を受けた

とお聞きしております。

また、「すずのがけ湧水」は、県の環境エネルギー部が発行している「里の名水・山形百選」に平成30年度に選定されており、周辺では絶滅危惧種のイバラトミヨやホトケドジョウをはじめ、様々な希少動植物が確認されております。

このような環境保全活動については、団体の自主的な活動が主体と考えており、関係団体と連携・協力しながら、町としても必要な支援を行ってまいりたいと思います。

3番 回答を大変ありがとうございます。何点か確認をさせていただきたいと思います。まず初めに、「西ノ前遺跡の女神の郷」の公園ですけれども、平成29年に開園してから約6年経過したわけですけれども、目的の一つ、今、答弁がありました目的の一つである保存については、私も大変重要視しなければならないと、同じ認識を持っております。

しかしながら、今現在の現状を確認する限り、遺跡エリアに植えられた36本の樹木、トチの木あるいはクヌギの木ですけれども、十三本が枯れたり切断されたりしている状況です。こういうふうな状況ですけれども、管理されているのはシルバー人材センターかもしれませんが、管轄する教育委員会、要はこういうふうな状況を認識しているのか、お聞きしたいと思います。

町長 その件については、教育委員会より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまご質問いただいた公園の管理についての認識でございますけれども、こちらについて枯れている部分は、以前から確認しております。29年の開園ですけれども、28年に完成しておりますして、その際の引渡しになる前に、芝の状況等を確認してからということがあったんですけれども、翌年開園前に芝と植樹した樹木が根づかない部分がありまして、再度直してもらったというところがあります。根づかなかった樹木についても、土壌を一部入れ替えて、植え替えていただきました。その後は、しばらく経過したんですけれども、草刈りや、そういう管理をしていたんですけれども、どうしても、根づかない場所があり、そこについてはいずれ植え替えたいなという思いもありながら、二本足の鳥居型の支柱を残して、今あるものを管理している状態にしておりました。

ところが、やはりなかなかそこに新しいものを植えてという部分が難しい現状もありまして、今年度、鳥居を全部とりたいなど。残った樹木をしっかり管理していきたいなというふうに考えているところです。多分切られている部分というのが鳥居を何本かちょっと、職員で試験的に切った部分という部分になるのかなというふうに思います。

そのほか、議員から答弁書でご指摘いただいたのり面の枯れている部分になりますけれども、のり面には芝は張っておりませんで、雑草になっておりました。例年草刈りはしているんですけれども、なかなか追いつかない現状がありまして、特に7月の雨が多い時期については追いつかず、除草剤対応したものですから、ちょっと枯れているというふうに

見られたのかなというふうに思っているところです。

もう一つ、管理がなかなか行き届かない部分については、改善していくしかないなというふうに感じているんですけども、もう一つ水場エリアの水が枯れている状態というお話がありました。私も8月の18日に慌てて見に行きましたら、どうなってるのかということで見たとこ、ポンプを止めている状態だったものですから担当と確認したところ、水場エリアについては常に水を流しているものの、どうしても水路、また下のほうのため池のところ、草が生えてしまっているということがありまして、それではちょっと見栄えが悪いところから、一旦、8月頭に水を止め、乾燥させ、干上がらせているところがありました。そこに多分、議員さんが見に来られたのかなというふうに感じているんですけども、今はその水路なり下の水場のところの中の除草をしまして、少し、土なんかも取って、そこでまた水を流している状態にしております。

以上でございます。

3番 枯れている木に関しましては、今までの経過、説明していただいて分かりましたが、私たちあるいは興味のある方がそこに来られたときに、ああいうふうな状況ではちょっと残念かなと思いますので、何度も植樹して育たなかったら、その雪囲い用の足場を撤去して、芝生にして枯れた木のないような状態に戻しておくのが管理かなと、私は思っております。

先ほどの課長からもお話ありましたけれども、のり面の除草剤、私は芝生が植えられてあったのかなと思って質問したんですけども、ただ単に雑草を枯らすための除草剤というふうな認識しました。けれども、あの場所を上面が芝生でのり面が雑草、退治するための除草剤というふうな管理の仕方ですけども、これは作業を行ってもらっているシルバー人材センターの方と教育委員会が、両者が認識して除草剤を使ったものなのか1点お聞きしたいと思います。

町長 その点についても、教育委員会、答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまご質問のあったのり面の管理につきまして、教育委員会でも認識して指導した部分ありますけれども、やはりご指摘いただいたとおり、ちょっと見栄えが悪いという部分も私も確認してきましたので、改善について検討したいなというふうに考えています。以上です。

3番 やはり、高速道路からすぐ真横に、ああいうふうな緑のきれいな芝生が見える。それにつられてやってくるお客さんも、多分いるかと思えます。そうしたときに除草剤、石ころだらけが目につくというのは、私としては大変残念だなというふうな感じで見たとこです。草を刈るのが大変だったら、何らかの少し見栄えのいい防草シートで管理するとか、やり方は様々あると思えますので、その辺、テーマにもしていますお客様目線です

か、そういう目でぜひ管理をしていただきたいと思います。その辺の見解、もう1点、お願いしたいと思います。

町長 その点についても、教育委員会に答弁させていただきたいと思います。

教育課長 議員おっしゃるとおりでございますので、そういった部分、しっかり職員でも再度、認識を共通にしながら、お客様目線の管理を心がけていきたいと思えます。

3番 先ほども課長から答弁あったんですけども、下のほうの水場エリア、そこは開園した当初ですけども、私は水が流れていたのかなと思っているんですけども、開園当初はどのようなふうな姿だったのか、改めてですけども教えていただきたいと思います。

町長 開園してすぐに議会のほうからも、藻が発生しているというふうなことで、その対応をしっかりとしろというふうなことで、議会からご指摘をいただいたぐらい当初から、本来は悪戸堰という水路があって、そこから水を供給しただけでも十分な水量を得られるんですが、わざわざ井戸を掘ってポンプアップしているというふうな状況で、水量的な問題、それに電気料的な問題等があつてか知りませんが、あまり水量的にその池等に入らないというふうな状況があつたようであります。そういったところがありまして、少しは改善していこうというふうなポンプの量とかをしたとは思いますが、そこまで画期的な改善にはつながらなかったというふうに思っております。

3番 私も、多分水が流れていたんだろうなというふうな推測で、ため池の周り、少し歩いてみたんですけども、水源がどうも分からない。今初めて、ポンプアップしているというふうな答弁もあつたんですけども、これは水が流れるようには、これからはできるのかあるいはする計画があるのかどうか、その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

町長 今のところ計画は持っておりませんが、活用方法についても、先ほど言ったトチの木それからクヌギの木の実を、縄文人は水にうるかして、それで食べていたというふうなことを再現するための池とか、そういったもの、小川であつたというようなことであるようです。したがって、通常の庭園とかそういった形での池とか沼というふうなことではないようではありますけれども、少し見栄えがいいような形の中で、そういったことができるのかどうか改めて検討させていただければというふうに思えます。

3番 やはり、現状の雰囲気と看板がかなりアンマッチですので、駄目なものは駄目というふうなところで、諦めて看板もリニューアルして、現状に沿ったような看板にしておけば、来たお客さんに違和感を与えることがないのかなと思っておりますけれども、私はそういうふうに思っていますけれども、その辺の考え方について教えていただければなと思えます。

町長 あその公園については、私が町長になって山とかにある浸透型の水洗便所について、河川の近くでいて、浸透式のトイレは駄目だろうというふうなことで、しかも、多額の費

用がかかるようなそういったものがあつたりしてましたので、それはやめたほうがいいんじゃないのということで、簡易トイレを持ってきてやっているような状況であります。一般的に、公園を造る際の検討委員会のメンバーの話をちょっとお聞きしますと、我々が提案したものはかけ離れているものというふうなことであつたり、造って早々に池に行くところの坂道の崖が、のり面が崩れたりというふうなところもありまして、なかなか管理が難しい公園になっているようであります。

現状を見ながら、やっぱりそれに合うようにすべきではないかというふうなことが提案されましたので、どういった形であればいいのかを少し検討させていただいて、できるだけあまり無理のかからないような公園管理をやっていければなというふうに思っているところであります。

3番 やはり、あれだけの面積の公園ですので、大変管理が大変なのかなと思いますけれども、やはり現状に合った形で、あの公園が負担にならないような維持管理をしていかないと、こういうふうな改善はなかなか前に進まないのかなと思っておりますので、ぜひあの場所は管理のできるようなやり方に、少し見直しをしてもらってですけども、あの場所から縄文の女神が出土したわけですので、保存というふうなところで公園をぜひ維持をしていただけたらなと思います。

次に、町長から答弁にありました保存と活用というふうなところです。活用につきましては、答弁にありました陶製レプリカをはじめとして、イメージキャラクターのめがみちゃんですか。あとは観光センターめがみちゃんクッキーその他関連商品等々、様々ありますけれども、あるいは公用車へのめがみちゃんのステッカーですか、多く活用されておまして、認知されているものと思っております。

そういうふうな女神関連でいろいろな活用されておりますけれども、その公園そのものがもっと活用できればなと思っております。町のホームページにも出土30周年、国宝指定10周年の節目に、女神の郷のPRの強化というふうな言葉もありました。これに関しましては節目は過ぎたと思うんですけども、どういうふうな活動を行ったのか改めてお聞きしたいと思います。

町長 その点については教育委員会より説明をさせていただきたいと思えます。

教育課長 ただいまご質問にあった女神の活用の中で、西ノ前遺跡公園30周年10周年に向けての活用というPRということですけども、30周年10周年に合わせて女神まつりを企画する際に、西ノ前公園と歴史民俗資料館、こちらに主にぜひ周回してほしいというようなPRを行ったところです。その前にも西ノ前公園については、その上の女神の丘と西ノ前地区で連携して女神まつりを開催した時期もございました。今は中央公民館で女神まつりを開催しておりますけれども、B&Gでして、西ノ前遺跡公園と女神の丘ということで回

遊していただければなというふうに思っているところです。

議員からご質問ありましたお客様目線の整備も併せて、なお一層PRと整備と、そして周回していただけるような仕掛けづくりをこれからも考えていきたいと思えます。

3番 分かりました。あと町のホームページの中にめぐり歩きという言葉もありましたが、今、課長からちらっとあった話の内容だと思います。少し上流に目を向けてみますと、チャイルドランドですか。そこから、小国川の下流沿い左岸のほうに、昨年度整備した遊歩道ですけれども、その辺を活用して平沢川を横断して、「女神の郷」あるいは中学校前の縄文の女神モニュメント、その辺の散策コースも大変いいコースなのではないかなと思っていますけれども、町民の方に具体的に、こういうふうな遊歩道コースがあるよというふうな、ぜひPRも私はしていただけたら、もっと訪れる町民の方も増えてくると思えますけれども、その辺の考え方について、ぜひお聞かせ願いたいと思えます。

町長 サイクリングロードとして山形県、そして漁業協同組合、舟形町、最上町で組織しています小国川未来推進機構が主体となっておりますかわまちづくり事業というふうなことで、サイクリングロードを整備しているところであります。このたび、昨年度までの県の事業、補助事業としての部分が終わりました、今年、町のほうで堤防から、先ほど言いました女神の郷公園のところまでの部分について、舗装をしたところであります。

この完成を受けまして、町としましては、新たな健康ウォーキングもしくは一部ちょっと平沢川を横断するのが難しいんですが、サイクリングロードというふうなことの位置づけをしながら、ぜひ、健康づくりとそして舟形町の特色を堪能していただける、そういった場所になっていただけるよう、積極的に今年度よりPRをしていきたいというふうに思っております。

3番 ありがとうございます。あわせて、今の散歩コース、遊歩道ですけれども、ネックはやはり平沢川を歩くというふうな施設、設備になっているようですけれども、どうも私の足の長さでは、飛び石の間隔がかなり広くて大変なのかなと思っていますので、その辺も含めて改善をしながら、PRをしていただきたいと思います。

次に、「すずのがけ湧水」に関してですけれども、私も環境については、農家をしている割にあまり認識不足でありましたけれども先ほど町長の答弁にもありましたイバラトミヨ、ホトケドジョウ、コウイムシ、オニヤンマ、ハグロトンボ、いわゆる神様トンボ、あと植物ではきれいな水に生息するバイカモ、セリ等々の20種類、すみません、200種類以上の植物がその湧水周辺に確認されているようであります。何と云っても、こういうふうな環境が近くにある、舟形駅から靴のままで約5分ぐらいでその場所にたどり着くことができるというところで、あまり知られていないようですけれども、もう少し整備をして靴のままでリュックサックもしょうことなく、簡単に場所に行けるといふところが、私は魅

力だと思っておりますけれども、その辺にもう少し整備ができればと、私は思っておりますけれども、その辺の考え方についてもお聞きしたいと思います。

町長 大変、私も舟形駅120周年の記念事業で行かせていただきましたけれども、非常に貴重な動植物等がいるというふうなことでありましたので、私もすばらしいなというふうにしたところなんです。

ただ、町で整備をするというふうなことになりますと、またいろいろな問題も出てくるしというふうなこともあります。したがって、せっかくそういう団体がありますので、そういった団体の中でいろいろなことを考えていただいて、また、一番適切にどうしたらいいかというふうなことが、環境保護の面から重要だというふうに、多分思われているやり方があるのではないかとというふうに思いますので、そういったことについて町として、資材の提供であったり支援というふうな形でバックアップするようなことでのほうが、一番いいのではないかとというふうに考えているところでございます。

3番 今、答弁ありましたけれども、やはり町で全てを整備するというふうな必要は、私はないと思います。やれる団体が自分たちでやってみて、あとやれないところあるいは町に提案していただいて、町の力を借りるところは借りるというふうなところが、ほかの自然保護団体の活動にも力を注ぐのかなと思っております。

あの場所ですけれども、私も昨年あたりから少し足を運ぶようになってはいるんですけども、どういう方が来ているんだろうだろうなというふうなところで、その場所にノートを置いております。そのノートを見る限りには、天童市、山形市、新庄市、仙台市、中には埼玉県、三重県からも来て、一、二行感想を書いておられる方がおりました。中には宇都宮から来てくれた方が、先ほどの女神の郷遺跡公園に車を置いて見に来たそうです。何かあるらしいというふうな看板を見つけて、湧水周辺まで足を運んで、いろいろ感想を書いてくれています。こんな町の中に、こういうふうな自然、希少生物がいるということで、大変びっくりしているような感想が書かれてありました。もう少し、やはりその辺に力を入れれば、町内外問わず交流人口の拡大、あるいはリピーターの拡大にもつながると、私は思っておりますので、その辺の見解を改めてお聞きしたいと思います。

町長 昨年、舟形駅開駅120周年の中で、新庄駅の小野駅長さんとお会いしまして、たまたまめがみちゃんを駅長にさせていただいたすばらしい駅長さんだと、長年いろんな駅長さんをお願いしたけれどもできなかったと、今の駅長さんすばらしいというふうな小野駅長さんを持ち上げたところ、駅長にしなかった前の前の駅長さんが来られておられまして、2人とも大変気まずい思いをしたことから、大変親しくさせていただいておりますし、うちの職員の奥山日和が、この駅長となぜか物すごい友達関係というふうなところもございまして、大変舟形のおかげで私も社内表彰を受けたというふうなことで喜んで、この間お会い

したら、お礼を言われた次第であります。

そういった中で考えていきますと、一つの新庄駅のイベントというふうな形で多くのお客様が来られることも可能なのかなと。そうした場合に、散策道を造るにしても、新庄駅の一つのプランとして町に来ていただいて、自然環境の散策道、木道を造るというような、そんなイベントでもあってもいいのかなというふうに思います。やり方はいろいろあると思いますが、一つはPRと、みんなで作るというふうなことの重要性というのが、一つあるのかなというふうに思いますので、この辺についてはうちの職員の奥山を通じて、新庄駅のオノ駅長さん、あるいはいろいろな形で、まちづくり課、教育委員会とも相談しながら対応してまいりたいというふうに思います。

3番 今、町長から言われたような話がこれがJR東日本で出されているパンフレットがあります。駅長のお勧め小さな旅というふうな数ページの冊子、コースが入っていますけれども、ここの中にも、舟形駅、すずのがけ湧水、女神の郷、あるいはモニュメント、猿羽根山等のほぼ1日のコースがありまして、これは今年既に実施しているようです。これに関してもJR東日本の社内で表彰されたというふうな話を聞いて8月2日、事前に新庄駅の職員にアポを取ってちょっと内容を聞いてきたんですけれども、そのときに新庄駅、小野駅長もわざわざ時間を取ってくれまして、私と新庄駅の職員と3人で少し懇談をしました。新庄駅長、小野駅長に関しましては、今の西口をもう少し力を入れて何とかしたいというふうな気持ちを持っているようでした。こういうふうな昨年から行っている活動が、JRの東日本の社内で先月の21日、JR東日本の本社から、本社の常務が新庄駅に来て賞をもらったというふうなところで、新庄駅としても大変励みになっているような内容でした。

先ほどの町長の答弁書にもありましたけれども、関係団体と連携、協力していくというふうな前向きな答弁と、私は受け取っておりますので、改めてこういうふうな、新庄駅を巻き込んだ場所の整備、あるいは場所のバックアップというふうなところの方向性を改めてお聞きしたいと思います。

町長 ここについては、行政側でこういうふうにすると言ってしまうと、非常に先ほどの女神の郷公園みたいにつまらないものができてしまうところもありますので、やはり、そこを支援する団体であったり、その専門的知識を持っている団体がやりたいというふうなことに、支援をしていくというふうなことが大事だと思いますし、オノ駅長をはじめとする新庄駅のほうで、舟形駅を中心にいろいろなイベントを組んでいただきました。今年、十二川原ではサウナの体験というふうなことで、残念ながら雷が鳴ったために、川の中で整うというふうなことができなかったというようなこともございまして、非常に小さな駅ではございますが、新庄駅のほうではいろいろ考えていただいているってこともございます

ので、しっかりとそういった観点でうまく連携できて、整備というふうなものが、しっかりとできていけばいいなというふうに思っているところでございます。

- 3番** 最後になりますけれども、先ほどの女神の郷、西ノ前遺跡公園の女神の郷に関しましても、ぜひ現状に合ったような管理の仕方あるいは看板の見直し等々を含めて、管理に無理がないようなやり方で、今後ともぜひ縄文の女神の郷の保存というふうなところを大切にさせていただきたいと、私からの願いを込めまして、私の一般質問とさせていただきます。
- 以上です。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、6番石山和春議員。

- 6番** それでは、通告書に従いまして「不法投棄の根絶を」と題しまして、質問いたします。
- ごみの不法投棄禁止は、何十年も前から叫ばれてきました。一時期は家庭でのごみだけではなく、使用済みの農業用資材あるいは電化製品までもが投棄されておりました。

町の広報やのぼり旗、立て看板の設置等で周知し、環境整備に力を入れたことにより、町民にも一定程度理解されてきているものと思っております。しかし、近年また投棄されているのが増えたように感じております。

今年5月にも、町道太郎野富田線、ホーヤ沢地区の町道脇に、袋に入れたごみ数個を一山にし軒並み3か所に投棄されておりました。あろうことか、その脇には空になったガスボンベまでありました。

投棄されたものには、町民の方ではないのではと思われるものもありました。以前、この周辺にはのぼり旗が設置されておりましたが、今は何もありません。

のぼり旗や立て看板の設置は、不法投棄禁止には最低限必要な対策ではないでしょうか。

県道沿いには、のぼり旗がたくさん設置されておられます。町道沿いや不法投棄されやすい場所は、把握されていると思います。確認の上、適切な対策を取るべきと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番石山和春議員の「不法投棄の根絶を」についてのご質問にお答えします。

当町での不法投棄物の内容としては、廃家電、空き缶や空き瓶等の家庭系の廃棄物が多い状況です。不法投棄の通報を受けた場合は、速やかに現地確認を行い、県や警察、衛生組合長と連携を図り、投棄者の割り出しや廃棄物の種類、規模に応じ、適切な撤去・処理に努めております。質問にありましたガスボンベについても、警察に相談し、確認していただきましたが、かなり古いものであり、関係者の特定までは至らず、町で処理をしたところでありませぬ。

主な不法投棄防止対策として、のぼり旗及び立て看板の設置や、県との合同によるパト

ロールの実施、チラシの回覧・配布等の啓発活動を行っております。質問に挙げられましたのぼり旗等の設置については、衛生組合長のご協力の下、不法投棄があった箇所に設置しております。

設置本数については、令和4年度の実績で、最上管内の市町村全体の設置本数603本であるのに対し、当町は289本と最上管内で一番多く設置して啓発をしていますが、駐車帯脇などの小規模な不法投棄は引き続き見受けられる状況ですので、今後も不法投棄の発生状況を踏まえ、情報の更新を図り、より効果的な箇所に設置してまいりたいと考えております。

また、パトロールについては、県、警察、衛生組合長と連携し、春、秋の年2回実施しております。5月には舟形・長沢地区で行っており、10月には、堀内・富長地区を中心に不法投棄の現状確認や、発見された廃棄物の撤去、広報車によるPR活動を実施する予定であります。

チラシについても、町内会長や衛生組合長とご相談の上、内容を決め、回覧や全戸配布など注意喚起を行っております。

不法投棄の根絶は、町外の方が原因の場合もあるため、難しい問題ではありますが、住民の方の廃棄物の適正処理へのご理解とご協力の下、防衛することが大事であると考えます。今後とも、関係各機関との情報共有を密に図り、適切な啓発活動を実施してまいります。

6番 それでは二、三再質問をさせていただきます。不法投棄というのは個人のモラルの問題だなと、私は思っております。誰もいないからあるいは誰も見ていないからとか、暗くなってから捨てるといった悪いことだということ、十分承知の上で捨てている。これが現状ではないでしょうか。投棄されたものを発見した場合、町に連絡が入ることもあると思いますけれども、また誰かが捨てていったわと見過ごすことのほうが多いのではないかと思っております。

通報を受けた場合、速やかに現地確認を行い、県や警察、衛生組合長と連絡を図り、投棄者の割り出しや適切な撤去、処理に努めているとの答弁でしたが、これまで、投棄者を割り出したという事例はあったのでしょうか。

町長 その点については、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思えます。

住民税務課長 過去2年になりますけれども、実際の投棄者を割り出したという件はございません。

6番 割り出していないというふうなことで、どういうふうな対処の仕方を取ったのかもこれ分かりませんが、もし、投棄者が分かったというふうな場合には、どのような対処を取るおつもりですか。

町長 先ほど、住民税務課長が申し上げた事例とは異なるんですが、河川公園のところに昔

のコンビニの袋で二つ、三つありまして、非常に内容的にもあまりよくなかったものから、内容を警察の方とチェックしまして、その中にたまたまガソリンの購入券、レシートがございまして、それから捨てた方を特定しておりました。その際については、警察がその方を呼び出して、嚴重注意をしたというふうなことで、その方が改めて役場のほうにおわびに来たという経緯がございました。そういった内容物で特定ができる場合については、そのような手続があるのかなというふうに思っているところです。悪質な場合についてはもっと重い形になるかというふうに思いますが、軽微なところであった場合についてはそのような措置も、過去にはあったというふうなことでございます。

6番 悪質なものに関しては、やはりそれなりの処置を取らなければ、やはり根絶するのは難しいのかなと、私も思っております。その上で、先ほどの答弁の中で、適切な撤去、処理をしているというふうな答弁ありましたけれども、これは対処のしようもあると思うんですけれども、対処によっては処理料がかかるというふうなことは発生していないんですか。

町長 その不法投棄のものが誰かと特定できた場合について、その処理料をその方にお支払いしていただくことになると思います。なかなかそこがつかめないで、大概是町のほうの負担となっているようであります。

6番 先ほど来、なかなか特定できないというふうなことですから、当然これ町で処理しているんだろうというふうに思います。そうすると、町に処理した場合には、その処理料というのは、発生していないのかどうかということです。

町長 私、ちょっと詳しい内容については、住民税務課長のほうから答弁させていただきますが、やはり処分する量が、機械的なものを使わなければ処理できないようなものであったり、そういった場合については処理料が発生するかというふうに思います。過去の例とか、そういった場合のものとかあれば、住民税務課長のほうから説明をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 質問にあった内容の中でもなんですけれども、今回ガスボンベと一緒にスーパーの袋等ございました。結局、町で警察に相談しました。処理したんですけれども、燃えるごみについては鮭川のほうに出すということになりますし、燃えないものについては太郎野になりますけれども、その際は、町で持っていくという断りもありまして、そのときは料金の発生はいたしません。ただ、ちょうど、年間分のほうを町で持ってきた分については、分担金に加算されると、計算されているということになります。

6番 そうすると不法投棄された場合、ほとんどが分からないと。そうした場合、町で処理すれば、やはり何かしらの処理料は発生すると。全てこれ税金になってくるわけです。そうした場合、やっぱりこの不法投棄というのは、完全に根を絶たないとまずいんじゃない

かなと、私は思っております。

先ほど質問しました、今年5月の件ですけれども、太折の町内会長さんより町に連絡をしたのが、5月8日でした。当日、私も連絡を受けまして現地に行っておりますけれども、すぐ町のほうでも現地に来ていただいて、現場は確認しております。非常に素早い対応していただいたなというふうに思っております。スーパーバッグに入った袋ごみの撤去が、8日後の5月16日に撤去されていまして。そしてこのとき、まだこのガスボンベというのはまだ残っていたんです、5月16日時点で。処理にはやっぱり、今日通報を受けたから今日処理するというふうなわけにはいかないんだろうなというふうには思いますけれども、もう8日、9日、10日、そのぐらいの時間かかっているわけですけれども、やはりこのぐらいの時間というのはやっぱり必要なんでしょうか。

町長 その件については住民税務課長より答弁をさせていただきます。

住民税務課長 今回の件について時間がかかったというのは、警察に調査をお願いしたこともありまして、ちょっとその場に置いてほしいと言われたのか、まだちょっと定かでないんですけれども。そういうこともあってそのままにしておいたということがあると思います。特定されないという件がございましてからは、速やかに町内業者のほうに引き取っていただいたところでございました。

6番 当日、私も現場にいましたので、町の担当の方が現場に来ていただきました。そういうふうな中で、やっぱりスーパーの袋に入ったごみ、五、六個ずつ3か所ぐらいずつあったんですけれども、その特定というのはやっぱり難しいんだろうと思います。いろんなものございました。缶からそっちこっちの名前の書いてあるものから。しかしこのガスボンベだけは分かるんじゃないかなと思ひまして、警察の方に調べてもらったらどうですかというふうな提案をしたんですけれども、やっぱり古いものであって分からなかったと。分からないものは分からないもので、これはしょうがないんでしょうけれども、袋に入ったごみの撤去というのはすぐにできるんじゃないのかなと、私は思うんですけれども、どうなんですか。

町長 その件についても、住民税務課長より答弁をさせていただきます。

住民税務課長 議員ご指摘のとおりと私も思いますので、捜査上置いておくとかそういう特別な場合を除いては、町で処理できるものは速やかに撤去させていただきたいというふうに思っております。

6番 それでこの不法投棄の防止には、やっぱりこののぼり旗、これは本当に必要だなと私は思っております。先ほどの答弁でのぼり旗は不法投棄があった箇所を設置しているというふうな答弁でございました。この設置箇所以外に投棄されやすい箇所というのは、町では把握されているんですか。

町長 その点についても住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 今現在、のぼり旗が設置してある箇所といいますのは、基本的に町の衛生組合長や町内会長等から希望あった本数を配布して、設置していただいているというのがほとんどでございます。それ以外の新規の場所等については、答弁の中でも触れましたが、町と県との合同パトロール、または町独自のパトロールによって新たな場所等は、その都度、認識しているという状況でございます。

6番 そうしますと、衛生組合長さんのほうの要望に沿って、のぼり旗を設置していると。この設置している以外に投棄されやすい場所というのは、町では把握していないと、こういうことでよろしいのでしょうか。

町長 その点についても、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

6番 先ほどの答弁でありましたとおりなんですけれども、春、秋のパトロール、合同で行っております。1日かけて行うものなんですけれども、五、六か所、大体、ポイントを絞って見ております。毎年、大体決まったところ及び新規もありますけれども、五、六か所等は町で回って、そのほか地区の投棄されやすい場所については、衛生組合長さんの管理の中で旗を立てていただいているという状況でございます。

6番 分かりました。それではお伺いします。町道太郎野根渡線、根渡から太郎野に抜ける道路ありますけれども、あそこは以前からずっとのぼり旗あるいは立て看板、ずっと設置してあったんですけれども、今何一つありません。非常にごみが多く捨てられる場所といえますか。ちょっと沢が深いもんですから、そこに捨てればなかなか見えづらいといえますか、そういうところなんです。立て看板も本当に設置をしていたんですけれども、これ1本もないというふうなこと、どういうわけで1本もないのかなと。使用済みの農業資材なんかも捨てられておりました、以前は。

やっぱり、そういうところを把握しておかないと、県道沿いというのは確かにのぼり旗たくさん立っています。いろんなのぼり旗が立っています。よく見ますと、みんなで守ろうきれいな環境、あるいはストップ、やめようばい捨て、不法投棄監視中とか、いろいろな文言が入っているのぼり旗、たくさんあります。それが本当に多いのは県道沿いなんです。今、私が言っているのは、あればい捨てじゃないんです、もう。はっきり言って、もう目的があってそこに捨てると、ぼんぼんぼんと置いていった、そういう形跡なんです。ガスボンベも。ですから、そういうところをきちっと把握しておかないと、毎年決まったところに決まったようなものを立てておかないと、これからも出てくるんじゃないのかなと。

私、この質問書、2週間前に質問書を提出したんですけれども、2週間前には、太郎野富田線にも1本のぼり旗はなかったんです。ところが、その後、確認したんですけれど

も、この投棄された場所に3本立っておりました。だから、私、質問書を出した後に、多分町で立ててくれたんだらうかと、私は思っています。そういうふうなことで、素早く対応していただいたということに関しては、非常に感謝しておりますけれども、やはりそういうふうな、投棄されやすい場所というのは、しっかりと把握しておくというふうなことをお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

町長 その件についても住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 そういった情報については、我々の目に入らない場所等もありますので、地元衛生組合長、町内会長さんなどから上がってきたものについては、合同パトロールのコースに入れるなどして確認して、必要であれば看板等の設置をしていきたいというふうに考えております。

6番 よろしくお願ひしたいというふうに思います。それで先ほどの答弁の中で、最上管内市町村、これ8市町村でしょうけれども、603本ののぼり旗を立てていると。そのうち当町が289本立てているんだと。非常に一生懸命頑張って立ててくれているんだらうかと、私、ぱっと思ったんですけれども、言ってみれば、半分近くが舟形町に立ててあるんだと。舟形町というのは、突出して不法投棄が多いわけですか。他町村と比べて。

町長 その件についても住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 この本数につきましては、4月の会議、最上郡全体の会議、警察も含めた会議がございまして、その資料に表立てて載っていたもので、私の感覚からすると舟形町は一生懸命啓発していてというところを見習ってほしいという意味で、そういう資料を出したのかなと、県のほうで、というふうに思ってたんですけれども、石山議員言われるような感じ方も、当然あるのかなと思います。

実際、県のパトロール回って県が最上郡全体を、大体感触として持っている、ごみの量の感覚として持っていると思うので、この間電話でちょっと、感触としてどうですかということ聞いたところなんですけれども、とりわけ舟形町が特別多いというわけではないということですし、大規模なごみ捨てがある場所については去年、舟形以外の4か所、県と合同でごみ処理をしています。その中に舟形の場所は含まれていなかったの、とりわけ舟形が多いというわけではありません。なぜ多いかという、やはり衛生組合長の方の協力のおかげで、自分の地区でばい捨て、不法投棄はされたくないという思いがあって、そういうのぼり旗の要望に対して、町ができるだけ配布しているという、あかしなのかなというふうに私は思っているところです。とりわけ多いということとはございません。

6番 それでは、ただいまの課長の答弁を、私もそのように受け取りたいというふうに思います。そうすると、これだけの数を、衛生組合連合会ですか。町の衛生組合連合会で、設置しているんですね。それだけ頑張っているんだなというふうに、私も理解をしたいと

いうふうに思います。

これはこれで防止には非常に有効であるんだろうなというふうに思いますけれども、これとは別に、立て看板というのは、今、舟形町にあるのでしょうか。

町長、その点についても住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 立て看板につきましてものぼり旗と同様、地区の要望に沿って町で購入して、設置管理については衛生組合長等をお願いしている状況です。今現在ある立て看板については、実栗屋から毒沢に抜ける県道沿い1か所、あとは幅のあたご周辺の駐車帯に1か所、あとは紫山から温泉までの町道に設置している状況でございます。あとは沖の原インターチェンジの看板については国交省で設置されています。

以上が把握しているところでございます。

6番 そうすると、これは4か所、今、立て看板は設置してあると。これ、どこの名前で立て看板立っているんですか。衛生組合連合会の名前で立て看板を立てているんですか。

町長 住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 舟形町というネームを入れて設置しております。あと、沖の原については国交省のネームが入っているかと思います。

6番 立て看板に書いてある文言、どのような文言を書いてあるか。もし分かれば。教えてください。いただきたいと思います。

町長 住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 一般的なところだと思うんですけどもごみ捨て禁止とか、ごみ捨ての場合の罰金1,000万円とか、そういう文言が入っているのかと思います。ちょっと細かい内容まで把握していないので、正確なところは申し上げられません。

6番 今、課長のほうからこの立て看板というのが、町4か所に設置してあるというふうなご答弁ございました。私、そのほかにも、毎日探しているんじゃないんですけれども、見つけてまいりました。それが、堀内から根渡に、堀内橋を渡ってすぐ左側に行くと堤防がございます。そこの堤防の入り口に、立て看板ございます。その立て看板にはどう書いてあるかといいますと、大きく不法投棄禁止って書いてあるんです。その下には、ごみを違法に捨てた者は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金に処せられます。舟形町、新庄警察署、新庄最上地区不法投棄対策協議会と、こういうふうな名前で、堤防沿いにあります。今日の朝も確認してきました。これまでも何回も確認していますけれども。町長、これ非常にインパクトある文言だと思いませんか。

町長 インパクトはあるかというふうに思いますが、残念ながら、私認識しておりませんでした。

6番 いつでもいいです。堤防沿いにあります。矢口さんの向かいのほうにあります。堤防

沿い、堤防のほうに、堀内橋を渡って堤防に入っすぐ、50メートルぐらい行くとすぐ左側にあります。立っております。

議長 手を挙げて発言してください。森町長。

町長 堀内のほうから堀内橋を渡って、根渡に入って左側の小国川の堤防のほうに行くということですか。分かりました。

6番 もう非常にこれいい看板だと、私はインパクトがあつて非常に、のぼり旗よりなんか数倍効果があるんじゃないかなと、看板1枚のほうが。そういうふう感じて、その文言を見ております。このようなのぼり旗はたくさんありますけれども、のぼり旗だけじゃなく、このような立て看板を多く設置したほうが、もう少し増やして多く設置したほうが、効果が出るんじゃないのかなと、私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

町長 その点については、費用と衛生組合長と、いろいろな関係機関との協議の中で検討をさせていただければというふうに思います。

6番 検討していただくのも大変結構です。どうか前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

それではちょっと視点変えますけれども、昨年完成しました太折の避難道路。これですけれども、完成当初からずっと当分通行止めになっておりました。ところが、今は通行できます。昨年、最上広域事務組合と太折町内会の懇談会で、ここが通行できるようになれば、不法投棄場所になってしまうのではないかと太折町内会の非常に不安な声が出されました。せっかく造った道路です。そのような声を払拭するような大きな看板の設置が必要ではないかと思っておりますけれども、町長の考えをお伺いしたいと思います。

町長 あくまで、あそこの敷地内については広域の財産でありますので、ましてごみの最終処分場というふうなこともありますので、ごみを捨てられるというふうな危険性があるために、本来であれば非常時、避難時以外は閉鎖している道路でありますので、そこら辺については太折町内会と地域整備課と併せて、その運用についても一度確認をし、一般の方々が通れない形に戻しておきたいというふうに思っております。

6番 そうすると、今通しているというのは、これどういう理由で通しているんですか。議長。

町長 ちょっとよく分かりませんが、今回の行政報告の中で申し上げましたが、桧原地区の圃場整備がございまして、その際に町内会長のほうが、そこを今開けているという話をお伺いしたところでありました。そのときは、竣工式というんですか、起工式のために開けているのかなというふうに思ったところでありましたが、今現在も開いているものだとすれば、やっぱり閉じておかなければいけないというふうに思っております。

6番 そうです。私もどうなのかなと思って、そこもこの今日の朝確認してまいりました。

そのまま開いているんです。だからどういう理由で通行させているのかなと思ったものですから、今質問したところです。

そうすると、看板の設置云々というよりも通行止めにする、こういうふうな考えでよろしいんですか。

町長 そのとおりであります。

6番 よく分かりました。この不法投棄というのは、春先と秋に多く見られるわけです。これからでも結構ですから、先ほど申し上げました投棄されやすい場所、そういうところを確認した上で、のぼり旗とか立て看板とか、秋にも捨てられますから、そういうものをこれからでも設置をするというふうな考えというのはございませんか。

町長 衛生組合、それから担当のほうといろいろ協議をさせていただいて、検討してまいりたいというふうに思います。

6番 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。看板があれば捨てない、ないと捨てる。全くいたちごっこのようなことを、今やっているようです。このようなことがないように、防止には全力を挙げていただきたい。このことを申し上げて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、石山和春議員の一般質問を終結いたします。

ここで3時10分まで休憩をいたします。

午後2時54分 休憩

午後3時10分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。

2番叶内昌樹議員。

2番 それでは、6番目とって今日1日の最後でありますけれども、さきの通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

主題としましては3問ございます。

1つ目といたしまして「鳥獣保護区域の必要性は」と題しまして、5月31日に舟形町・最上町・尾花沢市における風力発電事業の説明を関西電力から伺いました。伺った際に、私は反対意見を述べたわけです。現時点において、舟形町・最上町・尾花沢市の動向はどうなっているのかをお聞きします。

さて、国の天然記念物であるニホンイヌワシの若い雌の生息が、舟形町で確認されたようであります。再生可能エネルギーの総論としては賛成でも、各論、個別案件になれば、問題が多く出てきます。絶滅危惧種に指定される生態系の頂点に君臨する空の覇者のイヌ

ワシが確認されたこともあり、国や県に対して、鳥獣保護区域の要請はできないのか町長に伺います。

続きまして、「運行管理者が必要ではないのか」ということで、舟形町では、保・小・中学校でスクールバスを運行していますが、民間事業者であれば、安全で確実な運送を行う義務があり、運行管理者制度により、安全運行を確保するために車両数に応じた人数の運行管理者を配置することが義務づけられています。町における管理制度は必要ではないのか町長に伺います。

3つ目であります。「安全標識で危険回避を」

町内における道路の安全標示については、以前の質問では、除排雪作業で削られるとのことでしたが、ほかの方法での標識はあるのか伺います。安全標識は、子どもや高齢者、ハンディキャップを持っている交通弱者に対して交通ルールを厳守し、いたわりの心を持って安全運転を促すためのものですが、高齢化社会の昨今において、道幅の狭い比較的に交通量が多い道路に、シルバーゾーン等の看板設置等の交通安全対策が必要ではないのかと思うのですが、町長に伺います。

町長 それでは、2番叶内昌樹議員の「鳥獣保護区域の必要性は」についてのご質問にお答えします。

舟形町・最上町・尾花沢市における風力発電事業については、現在、「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」に基づき、事業者と県の協議が行われています。協議終了後には住民説明会を行い、環境影響評価（環境アセスメント）に入る予定となっておりますが、現時点では事業の着手について、何も決まっていない状況でありますので、当町を含め最上町、尾花沢市においても、賛成または反対等の意思表示を行っておりません。

鳥獣保護区等は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される区域で、その区域にどのような鳥獣が生息し、保護を行わなければならないかといった指定区分により、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区に分かれております。なお、鳥獣保護区に指定された場合、狩猟については禁止されておりますが、工作物の新築等については、許可行為が必要とされる場合もあるものの、必ずしも禁止とはなっていないようです。

鳥獣保護区指定の要請について、県に確認したところ、県では山形県第13次鳥獣保護管理事業計画を定めており、その期間を令和4年度から令和8年度までの5年間としております。新たな鳥獣保護区指定の要請については、計画の更新時期に情報をいただきたいとのことでありました。

鳥獣保護区指定への要請については、事業者と県の協議が終了した後に実施される環境

影響評価（環境アセスメント）において、希少鳥獣の生息確認や、活動範囲、営巣場所や、餌場などの調査が行われますので、その結果を見て必要性を判断したいと考えております。

次に、「運行管理者が必要ではないのか」についての質問にお答えします。

叶内議員のおっしゃるとおり、一定台数以上の車両を有する事業所には、安全運行を管理する管理者を配置する義務があります。事業用自動車、いわゆる緑ナンバーを保有する事業所においては、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づき「運行管理者」を、自家用自動車、いわゆる白ナンバーを保有する事業者においては、道路交通法に基づき「安全運転管理者」を選任する必要があります。

舟形町における管理制度としましては、公用車及びバスの安全な運行及び管理のため、舟形町自動車及び軽自動車使用規程並びに舟形町町有バス運行管理規程を整備しており、警察庁が示す安全運転管理者制度に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任し、山形県公安委員会に届けております。

スクールバスにおいても、規程及び制度にのっとり、「運行計画の作成」「異常気象時等の安全確保措置」「運行日誌の備えつけと記録」「アルコールチェックの記録と保存」「運転者に対する安全運転指導」等を実施し、子どもたちの安全安心な送迎を行っております。

次に、「安全標識で危険回避を」についての質問にお答えします。

当町では、比較的道幅が狭く、住宅が多い場所などには看板等を設置して、運転者側へ周知しております。叶内議員提案のシルバーゾーン等の看板設置については、高齢者の方がよく利用される施設の周りなどで、事故が発生するおそれがあると思われる場所には、各地区の安協役員や駐在所と相談しながら、具体的に「高齢者に注意」などの啓発看板等の設置をしていきたいと考えております。

また、高齢者自身には継続して、町内会や老人クラブ等への交通安全教室の際に、自分の身近な場所を例にしての危険箇所や、気をつける場所の確認を行っていき、加えて毎月発行の駐在所だよりも活用して、交通安全に対する啓発を行ってまいります。

2番 答弁ありがとうございました。今日は報道機関、新聞等の方がいらっしゃっていますが、質問答弁書、昨日の3時に私にきたわけでありまして、まず最初に昨日の夜のサクランボテレビ、または今朝の山形新聞をご覧になったのであれば、まずそれをご覧になった感想というか、そのことをひとつよろしくお願いします。

町長 山形新聞も今朝、見させていただきましたし、サクランボテレビのニュース映像についてはフェイスブックのほうで見させていただきましたが、感想等は特にございません。そういうものかというふうなところであります。

2番 まだ、実施計画が出ていないようですけれども、関西電力さんのほうは、当初、夏、秋頃までに、まず作成する予定だったものが、今回、イヌワシの新たなつがい等が発見さ

れたということで、夏にまとめる予定だった配慮書の提出が何か先延ばしになったということでもあります。実際、5月31日に関西電力さんのほうから、議員に対しての説明を受けたわけですが、そこでは何となく、再生可能エネルギーということで仕方ないのかなという、半分的に国が進める事業でありますので、そのときはもう聞き手のほうとして、聞いておりました。しかしながら、7月の調査の段階において、国の天然記念物ということでイヌワシの新たなつがいが見つかり、そこにクマタカも生息しているということが確認されたようです。

先ほどの答弁のほうで、賛成または反対等の意思表示を行っておらず、それで希少鳥獣の生息確認や活動範囲、数とかの調査が行われて、その結果を見て必要性を判断したいと考えますという答弁ですが、今回のその必要性というのは実際見つかった場合の、必要としての考えは、どういう考えでしょうか。

町長 基本的に、まだできるかできないか分からないのに、反対も賛成もないというふうなことが大前提だというふうに思います。また、昨日のニュースそして新聞等によりますと、希少動植物が見つかったというふうなことでありますので、それはそれで大変なことだろうというふうに思います。

個人的な意見でいきますと、人間の経済活動によって、そういった希少動植物が絶滅するというふうなのは、私は違うのではないかとこのように思っておりますので、その点は個人的な意見として、さらに舟形町としましてはゼロカーボン宣言も宣言しておりますし、基本的には再生エネルギー活動、再生エネルギーの事業についても理解を示すところであります。ただ、やはり両者がうまく成り立たないのであれば、それは無理なんだろうというふうに思います。

いずれ、関電さんのほうから、事業中止とかそういった話が出てくるかというふうに思いますので、そのときはそのときで最上町さん、尾花沢市さん、舟形町さん、それぞれの中で判断をするというふうなことになるかというふうに思います。現時点の中では、やるかやらないか分からないのに、反対だというふうなことではないというふうなことであります。

2番 関西電力さんのほうで、まだ調査段階ということでもありますので、最上町さん、舟形町、尾花沢市さんの考えはまだ決断に至らないというわけでもありますけれども、確かにその再生可能エネルギーという観点からすれば、やはりそういう方向性もあるのかなと思いますけれども、まず町として、舟形町としてこういう、国がこうやって事業を進める中で国の天然記念物が発見されたということは、何かこう矛盾しているのかなというような思いもあります。なかなか関西電力さんのほうも、蔵王の計画だったりとか、今回、鶴岡市さんのほうでもバードストライクが起きたということの記事もありました。やはり、自然

環境の中でやっぱり人工物造るわけですから、何かしらの生態系には影響が及ぼすものと考えております。ちなみにですけれども、そのイヌワシ等のまず縄張りの範囲的なものはどのくらいかご存じでしょうか。

町長 希少動植物等についてそんなに詳しくないので、そういったことについては分かりませんが、先ほどから申し上げましたとおり、賛成でも反対でもなくというふうなことなので、そこをあまり追及されても私としては答えようがないと。

基本的に、関西電力さんのほうでそこに風力発電の装置を設置して、十分な風力ができるのかどうかというの、環境影響評価の後にするというふうなことでありますので、実際のところ、風の力が弱ければ、そこには造らないというふうなことでありますので、そこをあまりにも大きく捉えて、どうなんだという話ではないのではないかとこのように思います。あくまで冷静に、条件に満たす場所であればそのものができるのであって、希少動植物がいるのであれば、それはできないものだろうというふうに思っています。

2番 先ほど、舟形町もゼロカーボンシティという形で宣言したわけですが、やはりこの風力発電、国が進めている発電、能力的なもの考えますと、20から30%の電力のものが取れるという形になりますけれども、当然それを造る際、40基という話も出ていますけれども、それを造る際にやはり森林を伐採して、構造物となれば当然建設費等、または未来を見ればいずれは建物は腐食すると、そういった場合の解体費等も含めて、30%のものをこの地方に造っていいのかという答えも出てくるとは思いますけれども、やはり風の偏西風ということもあって、調査した上での候補地となっているわけですが、もうその風力発電は、建てないと存続できていけないような状況になっていくと、思いますけれども、その候補地として関西電力さんのほうが調査段階で、まだするかも決まっていらないという話ではありますけれども、もし舟形町の一町民として考えた場合に、そういうものが、必要なのか、必要でないのか、その点は、村度なしに言った場合、イエスかノーか、言ったらどちらでしょうか。

町長 その答えに、答えになっているかどうかというのがあるんですが、先ほども申し上げましたとおり、イエスかノーかとかという話は、それができるかどうかの話であって、できるか、できないかというふうな机上の話で、ここら辺は大丈夫そうだというふうなところでのお話だというふうに聞いておりますので、実際にできるかできないかも分からないの、というふうなことだ、というふうに思います。先ほども申し上げましたとおり、個人的には人間の経済活動により、あんまり詳しくはないんですが、ニホンオオカミとかニホンカワウソとかが絶滅している状況を見まして、それは違うだろうというふうに思います。人間の強欲さが出ている部分が、そういった動物が絶滅しているというふうなことだ、というふうに思いますので、そういう希少動植物が、今計画されているところにあるのだとす

れば、その事業はふさわしくないものだろうというふうに思います。

ただ、今現時点で何も決まっていないうちで賛成か、反対か、どうなんだと、町の考えはというふうなことは、一方で言うと、先ほども言ったとおり、再生エネルギー化というのはなぜ必要なのかという、地球全体が温暖化しつつ、希少動植物の保護というのも大事なんですが、地球全体の考え方として再生エネルギーも必要なんだと、大本が駄目になれば、希少動植物、イヌワシだけではなく、そういったもとの部分で全体が駄目になるだろうという考えの中で、そういった再生エネルギーというものも進められているんだろうというふうに思います。

したがって、町、町民としてはどうかとか、町としてはどうかというふうなことについては、先ほども申し上げましたとおり、そのことがきちっと関電さんのほうからあった段階で、改めて判断をさせていただくというふうなことです。

2番 答えが出ない、出せないということだと思いますけれども、5月31日に説明されたときには、やはり住居からかなり離れているということで聞いておりました。実際、今回40基の発電能力につきましてですけれども、何か国内最大級の1基当たり4メガワットというすごく大きい建造物の予定でありますけれども、このメガワット系にしてみると、かなり離れていても何かしらの低波周等の影響があるのではないかと、ちょっと思っているところであります。

先ほどのイヌワシの話になりますけれども、一応、イヌワシの縄張り範囲というのは60キロ平方メートルから200キロ平方メートルという、もう幅広い段階です。その中では2羽しか生息できないような環境、縄張りづくりでいるようであります。したがって、今後の話で、舟形、最上、尾花沢さんの関西電力によつてのことはありますけれども、その観点からいうと、もう山形県全域的なものの行動範囲があるのかなという認識でいました。

鳥だけではなく、もし、もし仮にそれが関西電力によつて風力発電が進んだ場合に、やはり木が伐採され、結局大きく取っていった場合に、大自然の中で小国川があったり、そういう生態系等もありながら影響もないのかなと、ちょっとその点もちょっと懸念しておりますけれども、もしそういった場合に、なった場合を仮定した場合に、影響的なものがあるとは思わないでしょうか。

町長 そういったものを調査するのが、環境影響評価だというふうに思っておりますので、まずは仮定の話ではなくて、今回の問題は、関電さんが舟形、最上、尾花沢にかかるところに風力発電事業を展開しようとしているというふうなことで、諸手続の中でいろいろな希少動植物が見つかったというふうなことであれば、先ほど言ったとおり、それは事業として成り立たないものだろうというふうに思いますので、ただ単にこの最上小国川に影響するとか、自然環境に影響するとか、そういったことについては、まだまだこの先、大き

な問題だろうというふうに思いますので、まずはしっかりと環境影響評価とか、あと関電さんがするのか、しないのか、また、県との事業の中でのことでもありますので、県がどう判断するのか、そういったものを的確にその結果を見て、町としての考え方を改めて議会と一緒に考えていく必要があるんだろうというふうに思います。

2番 県国等の話合い等での、今後の経過にはつながってくると思います。先ほど、町長のほうからゼロカーボンシティという話、出ましたけれども、私も質問等で水素等、いろいろな分野で話ししてまいりました。

最近になりましてですけれども、仙台の民間企業が、大阪の協力を得て行っている実証実験で、水と二酸化炭素から取り出したラジカル水を精製して、そこから人工石油をつくることができるようであります。やはり、そういったやっぱりこの地域に合った取組として何が必要なのかを考えるのも、やっぱり町の義務なのかなというふうに思っております。その人工石油というのが今、軽油にしてみると10分の1の価格で精製できるようなシステムが、今実証的に取り組んでいるようでございます。やはり川のある町、二酸化炭素は十分にあります。二酸化炭素を使ってつくって二酸化炭素を出すのですけれども、それはもうプラマイゼロということで、ゼロカーボンという形で1つの機会が出来上がっているようなこともありますので、今後の関西電力さんの話を、国の事業でもありますので、そこはやっぱりイエスかノーかは出せないとは思いますが、まず県の要望があつて、まだ町議会にそういう、例えば協議的なものがあつた際には、改めて私の意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、前向きにやはり自然を守る方向性で、私は考えていただきたいと思っておりますので、そのときはまたよろしく申し上げます。

この話はやっぱりなかなか進まないと思っておりますので、ただやっぱり希少動物というのはなかなか今、イヌワシが全国で500匹だかの生息が確認されているわけですが、これ、余談になりますけれども、例えば、アニメの話をして、手塚治虫が未来を描いたアニメーションをつくって、それが現実になってくると。それは、手塚治虫を、アニメを見た人が研究者になり、そういう実現化したわけです。一方、宮崎駿はそういう人間がつくったものに対して、自然、体制の影響や、そういう視点を捉えたアニメーションもあります。そんな中で私は育っているわけですから、今回は人間の構造物と動物、例えば自然的なものの考え方をする上で、そういうアニメが頭に浮かんだもので、こういうような質問したわけです。やはり、地域は地域の魅力もある中で、やはり国の事業であったとしても、しっかりした地域に根づいたような未来構想を私は目指して行ってほしいと思っておりますけれども、その未来的なものにどういふふうな思いが今あるのか。お聞かせください。

町長 アニメの話はよく存じ上げないところではありますけれども、町としましては、やはり国の事業だから全てオーケーするというわけでもないですし、その地域によって必要な

ものというふうなこと、また、うちの地域だけ特別そのものに関わらなくていいよというふうなことも、また同時にないわけです。やはり地球という一つの星の中に大勢の人たちが住み、大勢の動植物がいるわけです。この地球環境をやっぱり守らなければいけないというのは、もう大前提の話だというふうに思います。

ですから、先ほども申し上げましたとおり、人間の経済活動で希少な動植物が絶滅していくというのは、それは違う話でしょうというふうに思っているところです。それが個人的な感想でありますので、ただ、この町の未来をどうするかというふうなことについては、やはりゼロカーボンシティ宣言についても、基本的には日本、そして地球上の中でこの温暖化、二酸化炭素の量を減らしていかなければいけないという、その流れに舟形町も乗っているわけです。そういった中で、いろいろな再生エネルギー活動、事業であったり、そういったものを使いながらできるだけ我々も努めていかなければいけないというような話がありました。

人工石油のお話もありましたけれども、先日東京通信大学の准教授の方から、雪発電という話も見せていただいて、それだと雪国で発電できるのであれば非常にありがたいなと思いつつながら、名刺交換をさせていただき、大石田町さんと一緒にそういう研究活動をさせていただきたいというようなお願いをしてきたところでもあります。そういったことで現実になれば、我々としても人間の経済活動の中で、地球環境にやさしくいられるのではないかとこのように思いますし、この町独自の雪というふうなものが、一つの財産に変わっていくというふうな思いもありまして、それが実現するかどうか分かりませんが、そういうことについても取り組んでまいりたいというふうに思っているところでもあります。

2番 そのような前向きな発想で、新しい未来に向けたゼロカーボンシティを目指していただきたいと思います。今回のことを知った上で、もし推し進めるような形になってしまうと、日本のみならず、やっぱり世界的な、世界が注目するような話題になってしまうのかなと思いますので、しっかり国県の意向を見ながら、しっかりとした町としての対応を望んでほしいと思います。これで一つ目の質問は終わりたいと思います。

続きましてですけれども、運行管理者が必要ではないのかということでもありますけれども、ちょっと私の認識不足か分かりませんが、安全運転管理者というのは、事業者によれば国家試験を受けるような免許制度があるのかなと、私思っていましたけれども、これは講習的なもので得られるようなものなんでしょうか。その点、どうでしょうか。

町長 舟形町の安全運行、運転管理者がおりますので、総務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

総務課長 当町の公車管理については、私、総務課長が安全運転管理者ということで任命されております。任命に当たっては、1年に1回、1日の講習を受けて、その上で管理者と

いうことでの任に着くというふうな形になっております。

2番 そういう安全管理者というのは、毎朝、そのバスの状況だったり安全管理、まずテールランプだったりとか、アルコールチェックとか、そういうものを毎日行うということの認識でよろしいのでしょうか。

町長 スクールバス関係については教育委員会より答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 ただいまご質問にあった安全運転管理者が、バス等の管理について毎朝チェックしているのかという質問内容ですけれども、安全運転管理者は町のほうでは総務課長、総務課長補佐が運転管理者、副安全管理者ということになっておりますけれども、スクールバスの運行管理については教育委員会で行っております。

答弁で申し上げましたけれども、運行管理と申しますのは小中学校の生徒、保育所の園児等を安全に運行するための運行計画の作成であったり、異常気象時等の安全確保措置の指示、運転者に対する安全運転指導で運行日誌やアルコールチェックの確認を実施するというものであります。それを安全運転管理者へ報告するのが教育委員会の任務であります。

ただいまお話しした中に、運行日誌やアルコールチェックの確認とございますけれども、こちらについては、やはり物理的に毎朝10台のバスについて管理者が行ってとか、教育委員会で行ってというのは難しい部分がありますので、各運行について運行業務を委託している運転者になりますけれども、あらかじめ、そちらの方よりチェックしていただいて日誌も毎日つけて、それを教育委員会に報告、教育委員会が安全運転者に報告という体制を取らせていただいております。以上です。

2番 やはり、各個人が報告するような形でありますけれども、ちょっと以前バス等でテールランプが切れた状態で数日走っていたというような私、ちょっと見かけたこともありまして、やはり管理者的なもの、やっぱり全部走る前に安全確認、テールランプだったり、そういうものを確認するのかなという、ちょっと私的な認識でしたけれども、それが例えば個人的なバスの運転手に任せているのか。やはり、ブレーキ踏まなきゃ後ろ見えないわけですから、最低2人は必要なわけですが、もしバス点検するにしても。そういう管理体制というのはどうなっているのかなと、今日の質問だったので、その点がそういう報告的なものであれば、もうちょっとしっかり、テールランプ消えたらすぐ交換するとか、やっぱりそういうような体制じゃないと、やはりテールランプ切れたまま走っていたって見られると思うんですよ。だから、そういう部分でやっぱり、管理体制ってのはどうなっているのかなって今回の質問だったので、その点、重視して運行していただきたいのと、後は、もう一つ指摘あったのが、バス等の運転が場所によってはすごく飛ばしていくといったような、町民の方からの意見等ありました。そのときに空車になっているかどうか分かりませんが、やはり乗っている、乗っていないにかかわらず、もう学校のスクールバス

でありますから、乗っていないからいいやとかではなくて、やはり体制的なものをしっかりしながら、やっぱり飛ばせばどうしたって危なく感じるわけです。乗っていようと、乗っていないと。その点も含めて、安全管理体制というものがどういうふうになっているのか聞きたかったんですけれども。その点はどういうふうな、個人判断なんでしょうか。

町長 その点についても、教育委員会より答弁させていただきたいと思います。

教育課長 ただいまお話にありました車両の確認であったり、安全運転という部分については、道路交通法に違反する部分でもありますので、先ほど申しました運行管理について教育委員会で指導を行う中で、運転者に対する安全運転指導、あとは点検等についてはしっかり指導していきたいと思います。

2番 よろしくお願ひします。時間もないので次ですけれども、今後の展開なんですけれども、今は学校スクールバスを部活動で例えばどこかに、大会行ったりとかに使用しているわけですけれども、令和5年度から、部活動からクラブ活動等に移行をするような話がある中で、今後、教育委員会を出しているスクールバスのものを、クラブ活動等にも活用していくのか、その点ちょっとお聞かせください。

町長 まだ、詳しい内容が示されていないというのが現状でございます、町としましては、子どもたちに大きな変化を与えるべきではないというふうに思っておりますので、できる限り子どもたち、そして保護者の方々にあまり負担をかけない方向での地域クラブ活動への移行というふうなものを考えるべきだというふうに思っております。

2番 変わらないようなので、今後子どもたちに不安を与えないように、安全安心でバスの運転管理を行ってほしいと思います。これで、この件については終わりたいと思います。

続きまして安全標識、危機回避をとということですが、最近、あちこち出かけると県道だったり国道だったり、鶴岡さんだったりに行くと、やっぱり道幅の狭いところにシルバーゾーンという標識がどんと出てくるわけです。やっぱスクールゾーンの的なものと、やっぱりその時間帯、何時から何時までと決まっていますけれども、やっぱりそこは1日中安全運転であってほしいと思うわけです。そうするとその時間帯だけは安全、入れないということではなくて一つ、狭い、高齢者が増えている中で、そこは高齢者がいるよというように示しを出すには、シルバーゾーンの的なものが必要ではないのかなということでしたけれども、その点に対してはどういうふうな。

町長 奥山議員の質問にありましたヤングケアラーという言葉が、あまりなじみがないので周知すべきだということと同じで、シルバーゾーンのマークとかも見せていただきましたし、県内でいくと山形市と鶴岡市に設置されているだけだというふうなことであります。それよりも、やはり高齢者がいるよという立て看板のほうが、シルバーゾーンの標識があったからといってこの標識が何の標識なのか分からないのでは、これは元も子もないだろう

というふうに思っております、それだったら高齢者注意とかの立て看板を立てたほうが、十分効果はあるのではないかというふうな思いの中で、回答をさせていただいたところがあります。

2番 そのような方向でよろしくをお願いします。

以上で終わりたいと思います。

議長 以上をもちまして、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後3時51分 散会

令和5年9月6日（水曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和5年舟形町議会第3回定例会第2日目

令和5年9月6日（水）

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 鍬 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副 町 長	鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
会計管理者	伊藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐 藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長	鍛 冶 紀 邦	教 育 課 長	豊 岡 将 志
住民税務課長	沼澤 一 征	代表監査委員	齊 藤 徹
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	監査事務局長	相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 事務補助員 大 場 正 江

議事日程

- 日程第 1 承認第 4号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について
- 日程第 2 報告第 3号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 3 議案第47号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 4 議案第48号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1

- 号) について
- 日程第 5 議案第 49 号 令和 5 年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 6 議案第 50 号 令和 5 年度舟形町水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 7 認定第 1 号 令和 4 年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 令和 4 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 令和 4 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 令和 4 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 4 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 令和 4 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 令和 4 年度舟形町水道事業会計決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時02分 再開

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

なお、報道機関より写真撮影の申出があります。許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、よって写真撮影を許可することといたします。

ここで暫時休憩をいたし、写真撮影をしたいと思いますのでご協力をお願いします。

午前10時03分 休憩

午前10時07分 再開

議長 それでは、休憩前に復し、会議を再開いたします。

日程第1 承認第4号 令和5年度舟形町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認について

議長 日程第1 承認第4号 令和5年度舟形町一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番 専決処分した月日ですけれども、6月9日というのはどういう理由があるのでしょうか。

地域整備課長 こちらの予算につきましては、富田排水機場の突発故障を直すための専決になっております。4月下旬に行った富田排水機場の試運転で、2基のポンプのうちポンプを駆動するディーゼルエンジン1基が起動しませんでした。急ぎ分解し、原因を調べたところ、シリンダーヘッドに亀裂が入ったことが原因と判明し、交換することになりました。ディーゼルエンジンを分解し、原因を究明し、見積りを徴するに6月9日まで時間を要しました。見積りを受けて、すぐさま専決処分をし、同日、県へ補助金申請、県からの交付決定を受けたところでございます。

以上です。

1番 6月定例会が、8日まで開催しているわけですが、それに提案できなかったのかということ、翌日になっているわけですが、その辺は、いろいろ手続もあったと思うんですが、その辺できなかったのかということをお願いします。

町長 その件については、全協並びに活性化委員会のところでも申し上げましたが、1つは富田の排水機場は、単に富田のともでの田んぼを守るだけでなく、平成30年のときには県道が冠水し、堀内地区そして徳州苑が孤立したというお話をさせていただいて、今年、そういう排水機場が故障してそれが稼働しないというふうなことになる、また同じようなことになるというふうなことで、現時点でそういうことは避けたいので、できれば県のほうの補助金、県のほうにも相談しながらやりますが、ぜひ早急にまずは対応させていただきたいというお話を、議会のほうにも申し上げていたはずであります。

したがって、この専決というふうなものについては、6月9日に、正直な話といえ、県からの、国からの補助金の交付決定の月日を参考にさせていただいているところでありますので、そういったところで、6月の議会には間に合わないというお話もさせていただいたというふうに理解しておりますので、そういった数回にわたって議会のほうにも説明をしている点もご理解いただいて、6月の定例会に間に合わなかったというふうなことで、大変、専決という形にはなりましたが、事前に説明を申し上げているというふうなことで、ご理解をいただければというふうに思います。

1番 経緯とかそれは聞いていますけれども、日付の、処分の月日というか、その辺が記憶ないもんですから、聞いたところでした。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。荒澤議員よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。承認第4号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第2 報告第3号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長 日程第2 報告第3号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告であります。

以上で報告を終わります。ご了承願います。

日程第3 議案第47号 令和5年度舟形町一般会計補正予算(第4号)について

議長 日程第3 議案第47号 令和5年度舟形町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。なお、質疑につきましては、歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。質疑はございませんか。1番伊藤議員。

1番 歳出の21ページになりますけれども、福祉の町推進費、灯油購入費助成事業の扶助費でありますけれども、この対象者、それから何世帯になるのか、1世帯当たりの金額、お願いします。

健康福祉課長 灯油の購入補助助成事業につきましては、低所得世帯を対象としております。290世帯を、今回、積算しております。1世帯当たり2,500円の助成ということで、ちなみに当初予算において、この事業については1世帯当たり5,000円の補助を計上してございますけれども、今回、県のほうから追加の補助が来るということで、補正予算で計上その分を計上させていただいております。

1番 290世帯のようですね、非課税世帯なんですか。

健康福祉課長 そうです。(「分かりました」の声あり)

議長 ほかにございませんか。

3番 26、27ページの農地費です。すみません。6の1の6の農地費です。27ページの工事請負費ですけれども、基幹水利施設ストックマネジメント事業、これは大平揚水機場の送水管の補修工事のようですね、これの具体的な補修の内容を教えてくださいと思います。

地域整備課長 大平揚水機場につきましては、最上小国川左岸から内山の橋の下流、右岸から大平のほうまで約3.2キロを送水しまして、受益面積31.2ヘクタールをかんがいしております。管は交換、350ミリの直径の交換になりまして、それが、8月10日から8月14日にかけて4か所、漏水しました。その補修復旧費という形で計上しております。

以上です。

3番 これが送水管が直径350が4か所ということで、4本ですという考え方でいいんですかね。
1本の長さ、大体ですけれども、どのぐらいの長さあるんですかね。

地域整備課長 大平揚水機場につきましては、河川から受益地まで1本で行っておりますので、幹線の本管が4か所、漏水したという形になります。

議長 ほかにございませんか。

1番 今の関連なんですけれども、内容は分かりましたけれども、私、教えてもらいたんですが、大平の揚水機場の送水補修工事ですよ。そうした場合、事業主体が例えば、以前ですと、事業主体が開田組合とかあって、町のほうで工事費用補助金というような形で出しているとか、あとは県の工事ですと分担金とか、そういう形だったと思うんですが、町が直接工事請負費として工事をするってのはどういうあれなんですか、教えてもらいたいです。

地域整備課長 今回の工事につきましては4か所ということで、復旧工事費、補修工事費もかなり大きな額になっているということで、県のほうと相談しまして、国の補助事業で対応しようということになりました。これにつきましては昨年度は、裏の山揚水機場のポンプ補修につきましても、国の補助事業ということで対応しているところでございます。その条件としまして、町が工事を実施するという形になっております。

以上です。

議長 関連質問でした。1問で。ほかにございませんか。

9番 それでは18ページ、2款1項10目の地域おこし協力隊事業、45万8,000円の増額ということの要求で、このタイミングでの増額理由を説明していただきたいと思います。3項目あるようですけれども。

まちづくり課長 こちらの増額の理由につきましては職員旅費が協力隊をできるだけ広く自由に活動を行わせたいということで、今後都市交流事業があります。特に港区とか、あとは世田谷区等々が予定されているんですが、そちらのほうにも、活動範囲を広く参加させたいということで、旅費を増やしているものです。

電話料につきましては業務上、専用の電話がどうしても必要だということで、6月から契約しているんですが、そちらのほうを増額しております。あと、住宅借上げにつきましては、当初町の住宅のほうお借りしていたんですが、6月から向山のほうに空き家がありましてそちらのほうに移り住んだということで、家賃が増額になっております。その分の増額というふうな内容になっております。

9番 この地域おこし協力隊は、観光事業をやっていただくために呼んだというふうに記憶しておりますけれども、何年か前に町長に対する一般質問で、観光事業あんまり得意じゃないという答弁だったんですけれども、だったら地域おこし協力隊でも呼んで、舟形町の観光をという話をしました。そのせいとかどうか分かりませんが、ぜひ舟形町の観光を担って

いただきたいなという気持ちであります。

その中で増額要求、今回、45万8,000円ということで賛成しますけれども、この住宅を当初、見ていたところから向山地内に、要するに広い家を求めたということで、そういったところも有効的に、この観光事業を舟形町のPRをしていただくために、有効的に活用するために借り上げていただくための住宅というふうな捉え方でよろしいのでしょうか。ただ単に、自分の、ここが嫌だからこっちに住むよという、そういうところにまでこういうもの、予算を使わなくちゃならないのかなというふうに、私ちょっと思うものですから、今度、一軒家を借りるあるいは電話料、この中に通信、何ていうか、今のよくSNSとか、そういう発信を有効的に使って、この舟形町を発信していただくための予算とか、そういう前向きな予算の増額なら、私、大いに結構だと思うんです。ただ、さっきも言ったように、ただ狭いから住宅をそっちに移りたいとか、そういった理由だといかがなものかなというふうに思うんですが、実情はどういうことなんでしょうか。

まちづくり課長 電話料につきましては、現在本人が町内のいろんな方とコンタクトを取って、ネットワークを広げていっている状況でございます。そういった中で、やはりどうしても電話というのは必要になってくると、そういったことであります。それで町の情報につきましては、どんどん、町のよさを情報発信していただいております。町外から知り合いも、舟形町に連れてきていただいて、舟形町を紹介していただいたり、そういったところを、SNS、フェイスブックとかそういったものに上げているというところを、こちらで確認しております。

住宅につきましては、当初町の第3の住宅に入ったんですが、水漏れがちょっとあったり、そういったことも環境が、ちょっと改善してほしいという要望があったのが実情であります。そういった中で、向山に空き家が見つかったものですから、そちらのほうに住みたいというなことがあったので、向山のほうに移り住んだといったことになっています。

9番 舟形町の伸びしろという部分では、観光客をいかに取り入れるかということだというふうには、私は思っていますんで、大いに、この予算を有効的に使って舟形町のPR、していただけるようにやって、課長さんも努力してもらいたいと、こういうふうに思います。無駄にならないように、しっかりとよろしくお願ひしたいと申します。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

1番 29ページですけれども、土木費の工事請負費、道路新設改良事業、工事請負費。

議長 すみません。款項目を言ってください。

1番 8款2項土木費の道路橋梁費、29ページです。

道路改良費、道路新設改良事業、工事請負費1,160万。この箇所と内容をお願いします。

地域強靱化対策室長 箇所につきましては、町道新庄舟形線、あとは町道真木野新堀1号線、町道舟形小学校線の3か所の路線となりまして、内容としましては、冬期間の除雪の対策としまして防災上の観点からも、緊急的に歩行者が安全に歩行できること、あとは除雪機械の破損など起こらないようにという目的の下、路面の段差を補修するという中身になります。

以上です。

議長 いいですか。ほかにございませんか。

2番 ページは26、27ですけれども6款1項の11、体験実習館の管理ですけれども、27ページの体験実習館管理事業で用地購入はわかりますけれども、修繕料とありますけれども、これ何の修繕料でしょうか。

まちづくり課長 こちらの修繕料につきましてはお風呂のボイラーがちょっと故障しまして、こちらの修理、修繕料になっております。

2番 ボイラーというのは今、浴槽が2つあって、それ1つのボイラーでしている状況の、その1つが壊れた。というのは、買い換えたのか、修理なのか。金額的にどちらなのか、お伺いします。

まちづくり課長 ボイラーにつきましては男女の2つの浴室があるんですが、1つのボイラーで賄っております。内容につきましては、買換えでなくて修理というふうな内容になっております。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

7番 ページが32ページ、10の4の1社会教育総務費、令和5年度始まってからまだ半年も経過してないわけですけれども、940万円の減額というふうなことで、一般職給料とか職員手当と、あと共済の減額にというふうな内容ですけれども、これだけの大きい金額がなぜ発生したのか、お伺いしたいと思います。

総務課長 10款4項1目の社会教育総務費の一般職給料、職員手当、あと市町村組合共済組合の負担金等につきましては、当初予算においては、職員3名分を計上しておったところなんですけれども、人事異動によりましてこの部分が2人になったということで、その分1人分ということで減額というふうな形になってございます。

7番 理由は分かりましたが、この3名から2名に減らしても、これまでどおりの業務ができるということで、理解してよろしいですか。

総務課長 教育委員会の職員の体制につきましては、10款1項のほうに事務局費ということでの職員給与もございまして、今回の令和5年度の人事異動によりまして、先ほどの社会教育費のほうは3名から2名に減となったわけなんですけれども、事務局費のほうにつきましては3名から5名に増えております。そこら辺で社会教育の部分もカバーしていただきながら、職員の体制としましては、今、係長職がポストが少なく、兼務辞令が大変多くなっておるん

ですけれども、そんな関係もありまして、事務局費のほうに職員を配置した分で、社会教育費の分につきましても兼務辞令でありますけれども、賄っていただきたいということでの職員の配置ということになっていてるところでございます。

7番 そうしますと、教育委員会の中での業務分担の見直し等を行って、これまでどおりの業務は実施されているというふうなことで、再度確認をしておきたいと思えます。

町長 先ほど総務課長からもありましたけれども、現在、町の職員構成につきましては47歳から37歳までの方々、いわゆる係長等ではございますが、それに関係する方々の職員数って10名しかおりません。その中で、今、町としては係制度という係長制度で動いていますが、残念ながらその数が足りないというふうなところがございまして、先ほど言ったとおり、社会教育ではあるんですが、学校教育事務局のほうでの兼務というふうなことになるを得ないというふうなことがあります。ほかのところについても補佐が2つの係長を兼務しているというような、非常にいびつなことがあります。やはり、一度職員の採用しないというふうなことがあった部分が大きく、今、影響してきているというふうなことがあります。

そういった部分について、やはり足りない部分については、ある程度会計年度任用職員も採用しながらというふうなところで、やっているというふうなことであります。社会教育総務費で当然やっている事業等については、当然その質を落とすことなくできるように、人事異動で対応しているというふうな状況でございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

5番 すみません。26ページ、27ページ、7款1項5目都市と農村交流事業、港区植樹費用とありますけれども、どこに植樹をしたのか。分かる範囲で結構です。よろしくお願いします。

まちづくり課長 港区交流50周年記念の植樹につきましては、これから植樹をする予定であります。想定している場所といたしましては、富長地区交流センターのグラウンドに2本、あとはその前にあります桜つつみの並木のほうに3本ということで、50周年にちなんで合計5本の桜を植樹する予定であります。

5番 交流というのは、本当にこれから大切な事業になるわけですので、これはやっていただきたいなという思いで、見ておるところでございます。ただ、植えるだけでなく、当然管理していかないといけないと思えますので、その管理はどこが担うわけですか。

まちづくり課長 管理につきましては、町というふうになります。現在、桜つつみのほうにつきましては、富長地区の地域運営組織のほうに委託しております。グラウンドにつきましては、町内の業者のほうに委託しております。管理はグラウンドも桜つつみも、今しているところで管理していくということを想定しております。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

町長 ただいまの港区との交流の件がございまして、町としましては8月17日に港区と災害時の

協力総合協定を結ばせていただきました。これは、やはり昭和48年から児童交流で50年、継続した結果、災害協定というふうなことが結ぶことができたというふうに思っております。さらに、現在のところ、港区の飯倉小学校と交流を続けてきた小学校で残っているのは、富長小学校というふうなことで、富長小学校については今現在交流センターになっております。交流センターの活用については、議会の中でもいろいろと話題になっているところでございまして、ぜひ、港区さんと今後も交流拠点として、しっかりと交流センターの活用を港区と一緒に考えていきたいというふうな思いで、まずは港区との交流の記念植樹を小学校のほうのグラウンドに作る。

そして、今現在、新庄の河川事務所の所長さんといろいろ夢物語をお話ししているんですが、最上町から富長橋までは、県、小国川漁協、最上町、舟形町でかわまちづくり事業というふうなことで、整備をしてきております。ただ、富長橋から下流については国の管理になるものですから、その範囲から抜けてしまっているというふうなことであるんですが、町としましてはいやしの里整備事業で整備をしてきた経過がございます。さらには、児童交流の中で富長橋の下で、いろいろと水遊びをしたという経過もございます。そういったところを踏まえまして、さらには漁協さんのほうのサケの調査釣りというふうなことで、県外から多くの方が来ていただけるんですが、最上川と合流点のこのウライというつかまえるところの間の距離が短過ぎて、多くの人を入れられないというような問題もあるようです。少し上流にウライというふうな部分を上げていたり、現在ラジコン飛行場もあるんですが、そこも草とかが生えてきたり土が堆積しているというふうなこともございまして、ここら辺をぜひかわまちづくり事業でやっていただけるような形にならないでしょうかというふうなことで、いろいろご協力をいただくというふうなことも踏まえて、いやしの里の整備事業、要は桜づつみのところで欠損している桜の木のところ植えるというふうなことで、両方を、港区との交流関係性があるというふうなことの証明にしたいなというふうな思惑もございまして、2か所にちょっと分散しながら植えて、今後の活用というふうなものにできて、なっていければいいなというふうに思っているところでございます。

5番 すみません。町長がせっかく答弁いただいたので、私も町長が就任当初から、舟形町には、世田谷区、港区との交流が物すごく密だよということを何回も、口が酸っぱくなるほど言わせていただいた覚えがございます。そういうものを含めて今お話を伺いますと、それを、観光の起爆剤にもなるのかなという思いで、今ちょっと拝聴しましたけれども、ぜひ前に進めてどんどん、やっぱり交流人口ってそう一朝一夕にできるものでもありませんので、やっぱり48年からの積み重ねが物すごく大事なんだなということは、私なりに思っておりますので、今後とも頑張ってくださいと思います。答弁結構です。

町長 ありがとうございます。毎年、世田谷区の保坂区長さんとも、全国の世田谷と交流してい

る町村長あるんですが、その中に5人の中に入れていただいております、群馬県の川場村、新潟の十日町、そして舟形町、そして北海道の中川町、島根県の隠岐の島というようなところが、区長と特に懇談会の後の懇親会まで呼ばれているというふうなことで、大分関係性も深くなってきています。また、港区の武井区長さんとも協定を結ばせていただいておりますが、毎年2回ほど個別にいろいろとお話をさせていただく機会が、多くなってきております。

こういった、人とのつながりというふうなものの中で、いろいろと町としてもお願いをするものであったり、関係性を強めていくものというふうなことで、今、小国議員がおっしゃられた交流人口、関係人口というふうなもの、連携強化して増やしていきたいというふうに思っております。今後ともよろしく申し上げます。

3番 26、27ページの6の1の11、体験実習館について先ほど2番議員のほうから質問があつて、内容は把握しました。この体験実習館ですけれども、今現在、県外の方も利用しているようですけれども、その辺の利用の状況ですけれども、把握していれば教えていただきたいと思っております。

まちづくり課長 県外の利用状況なんです、昨年まではやはりコロナの関係で、ほとんどキャンセルが相次いでいる状況でした。今年度に入って、5月8日で5類に移行したということもあり、これまでの宮城県、ちょっと名前を出せば東北高校さんとか、そういったところのスポーツの部活の合宿などが例年のように入ってきております。詳しい人数については、今手持ちに資料がございませんのでちょっとお答えできません。

3番 確かに、県外、今課長から答えていただきました仙台の高校、あるいは町内の子供たちも泊まっているような状況だと思っております。その方から少し話を聞いてみたんですけれども、どうもあまり、正直言って環境がよろしくないというふうな、私の耳に入っておりますけれども、ちょっと細いところなんですけれども、網戸の問題とかエアコンの問題とか、その辺把握していれば教えていただければなと思っております。

まちづくり課長 当施設につきましては、NPOの東北エコリサイクルのほうに指定管理を出しているんですが、そこからのそういったお客様からのお声というのは、こちらのほうに把握しております。そういった中では、やはり今言われたように施設の設備、エアコンとかそういった要望があるということは把握しておるんですが、やっぱり予算の兼ね合い、あとは利用人数が県外から来ているといっても、飛び抜けて多い状況でもないという状況もありますので、要望には全てお応えは、今のところできていないというような状況であります。

3番 今ほど、小国議員からも交流人口というふうなことがあったんですけれども、若い子供たち、あるいは高校生、その方々が縁あつて舟形にせっかく来てくれている、私はお客さんだと思っておりますので、こういう方が繰り返し、また舟形に小さい頃行ったよなということで、来てもらえるような、やはりお金は多分かかると思うんですけれども、今の時代、エアコン

がちよつと厳しいとか網戸が破れているとか、その辺にはちよつと今の子供たちはなかなか対応していけないのかなと思っていますので、ぜひ最低限の管理だけはぜひお願いしたいというふうな私の気持ちですけれども、課長のほうから一言、よろしくお願ひしたいと思ひます。

町長 体験実習館、昭和61年に建設されていたと思ひますが、その当時、現在ほど、高温の日々が続くというふうなことがなかったのか、猿羽根山の体験実習館については、エアコンはその当時不必要で、非常に窓を開けると涼しいと。さらには、雪冷房が入っているというふうな施設でありました。というふうなこともありまして、エアコンの設置はないというふうな状況であります。一方で、網戸については、やはりエアコンない分だけ、窓を開けるわけでしょうから、そういった破れているものがあるとすれば、来年度の当初予算にでも計上し、そういった網戸の修繕、最低限のものはやらざるを得ないだろうと。さらに、先ほど申し上げましたが、エアコンの設置等については現在の利用状況、そして現在の室温等がどうなっているのかというのを調査させていただいて、エアコンを設置するというふうなことが必要なかどうかというものを、検討させていただければというふうに思ひます。

議長 ほかにございませぬか。

6番 26ページ、27ページになります。26ページの6の1の12、27ページのほうに舟形若あゆ温泉中長期修繕調査業務委託料49万5,000円、これになってますけれども、この委託料というのは、調査委託料というのは、これ1回きりの委託料になるわけですか。

まちづくり課長 これまで、平成29年から若あゆ温泉施設につきましては、コテージ村も含めて大規模改修とか続けてきたんですが、大きな施設の改修はやはり終わったものの、今年で30年という施設でもあることから、いろんな細かい部分、配管、あと貯水槽とか貯湯槽、そういったところの不具合というのが、やはり数年前まではなかったんですが、出てきているというのが現状であります。そういった中で、再度修繕が必要なもの、それを再度整理しなくてはいけないんじゃないかということで、こちらで考えております。そういった意味で、この委託料につきましては、現場で把握しているものに加えて、今年1回、この調査を依頼するものであります。

6番 若あゆ温泉に関しては、これまでも今説明があったように、もう大規模改修から何回も工事やっているわけです。そういうふうな中で、様々調査もやっていると思うんです。そういうふうな中で、そこでまたここで小さい事業といいますか、小さい工事といいますか、その業務委託料というふうなことだと思ひますけれども、これ毎年こういうふうな感じで、業務委託料として委託するというふうな考えでよろしいんですか。

まちづくり課長 これは、毎年というふうに考えてはいません。今年度委託して、中長期的に必要な改修箇所の把握を、今年度したい、改めてしたいというふうに考えています。

議長 ほかにございませんか。

3番 30ページ、31ページの9の1の1、非常備消防費に関して質問いたします。非常備消防事業ということで36万3,000円ですか。載ってますけれどもこの非常備消防、今現在の団員の状況ですか。その辺教えていただければなと思います。

住民税務課長 女性消防団入れて350人です。

3番 消防が、今言っていた課長の数字だと思うんですけども、この中には、この中っていいですか、この中に予備消防ですか。予備消防団員も今年度募集していると思うんですけども、今現在、予備消防団員の数、分かっていればお願いしたいと思います。

住民税務課長 今年度より、予備消防について勧誘をしているところがございますが、8月末現在において予備消防団員80名ちょうどでございます。

3番 たくさんの方が協力してくれているというふうな数字だと思いますけれども、この80名ですけれども、ざっくりですけれども、町内全般になっているのか。地区ごとにある程度集中してしまっているというふうなところがあるのかどうかも、教えていただきたいと思います。

住民税務課長 地区ごとですと、長沢地区においては16名ございます。舟形地区で区切りますと7名ですので、あと堀内地区になりますが、57名が堀内地区という内訳になります。

2番 30、31ページ、9の1の1、先ほど予備消防団ですけれども、80名という人数でありますけれども、地区でしか活動しないとは思うんですけども、服装とかそういうものってのは、はっぴとか返したりしていると思うんですけども、その予備消防団としてはどういうふうな形での服装というか、地元で何かあった場合にはどういうふうな、何か指示というか、規定が何かあるのか。その辺教えてください。

住民税務課長 予備消防団につきましては、一般の消防団のような活動ではなく、あくまで各町内に限ったものでございます。服装については動きやすい服装というか、特に指定はないんですけども、今回予算計上してあるのがヘルメットでございます。予備消防団用のヘルメットについて、町のほうから支給ということで予算計上させていただいております。

2番 その80名分のヘルメットという形ですけれども、何かあったときにはヘルメットをかぶって、動きやすい格好のような形での活動だと思いますけれども、そういう方たちへの周知だったりとか、何か規約みたいなんてのは、参加した方にはお伝えしているのか、ただ参加しているだけなのか、一応規定、規約的なものがあれば、やっぱり入っていただいた方に紙1枚でも、こういうことですよということの説明文が必要だと思うんですけども、その点はなされているんでしょうか。

住民税務課長 予備消防団の募集につきましては、各部長、分団長等が各戸を回ったり、町内会に説明したりして行っている状況ですので、その際に町から渡している資料について説明等あれば、分かっているかと思います。なお、今回ヘルメットの支給に当たりまして、予備消

防団の活動内容、そういう今言われたチラシ等と一緒に渡して、周知をさせていただきたい
と思います。

議長 荒澤議員、よろしいですか。ほかにございませんか。

5番 32ページ、33ページに10款3項中学校管理事業の中の6番修繕料とありますけれども、何を修繕したのかお聞かせください。

教育課長 ただいまご質問にあった中学校管理費の修繕費ですけれども、中学校の正面玄関、生徒用の玄関になりますけれども、そちらの扉が壊れたということで、今現在は、ものを置いて開かないようにしているんですけれども、鍵が閉まらない状態になっているものですから、このたび、修繕したいということで補正予算上げているところです。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号) について

議長 日程第4 議案第48号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)
についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
について

議長 日程第5 議案第49号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 令和5年度舟形町水道事業会計補正予算(第1号)について

議長 日程第6 議案第50号 令和5年度舟形町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。議案第50号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

-
- 日程第7 認定第1号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第3号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第5号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 令和4年度舟形町水道事業会計決算の認定について

議長 日程第7 認定第1号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和4年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7会計議案を一括上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

会計管理者 (朗読、説明省略)

議長 ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩前に復し会議を再開いたします。

ここで、監査委員による各会計の決算審査の結果報告を齋藤代表監査委員より求めます。

代表監査委員 それでは、令和4年度決算審査の意見を述べさせていただきます。

決算審査は、去る令和5年7月13日から令和5年7月27日までの審査日数7日で実施いたしました。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計事業勘定ほか4特別会計、水道事業会計及び財産に関する調書であります。

審査の方法ですが、審査に付された関係書類につきまして、調査、照合するとともに、関係

者から説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査の結果を踏まえて審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計の会計報告書の計数は正確であり、予算の執行、会計経理事務の処理につきましても適正であると認められました。

個々に申し上げますと、一般会計は、歳入決算額は、60億2,158万5,000円、歳出決算額は57億4,199万9,000円で、歳入歳出差引額は2億7,958万6,000円の黒字であります。ここから事業の繰越しにより翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費3,520万1,000円を差し引いた支出収支額は2億4,438万5,000円の黒字であります。

5特別会計につきましては、合計の歳入決算額は18億8,463万9,000円。歳出決算額は18億2,705万6,000円で、5,758万3,000円の黒字であります。また、5特別会計全てが、黒字決算でありました。

水道事業会計につきましては、営業利益が8,423万円の赤字。経常利益と当年度純利益が同額の1,474万1,000円の赤字決算となりました。赤字の要因は、1億1,300万円の減価償却費の計上にあります。しかしながら、一般会計からの繰出金によりまして、資金の会計は滞りなく図られておりました。また、財産の取得、管理及び処分につきましても、総体として適正に執行されているものと認められました。

次いで、健全化判断比率について申し上げます。

第一に、実質赤字比率ですが、一般会計の実質収支額は2億4,438万5,000円の黒字のため、比率なしとなっております。また、全ての会計を合算した数値であります連結実質赤字比率ですが、これも3億4,094万8,000円の黒字のため、比率なしとなっております。

第二に、実質公債費比率ですが、算定比率は3か年の平均値となっております。令和2年度、3年度、4年度の平均値は11.5%であります。これは早期健全化基準の比率が25.0%となっておりますので、基準内の比率であります。

第三に、将来負担比率ですが、2年連続して比率なしでございました。

これらから、当町の財政は健全であると判断いたします。

以上で決算審査の意見とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、決算審査意見書をご覧になっていただきたいと思います。

議長 ただいま上程されました7会計決算調書等の審査方法についてお諮りいたします。認定第1号から認定第7号まで計7議案を審議するため、委員会条例第5条第1項の規定により決算審査特別委員会を設置し審査したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、決算審査特別委員会を設置して、審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、全議員10名を指名したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ただいま指名した全議員10名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで休憩し、決算審査特別委員会の正副委員長互選のため、決算審査特別委員会を招集いたします。ここで暫時休憩をいたします。

午後1時06分 休憩

午後1時10分 再開

議長 それでは、休憩前に復し、再開いたします。

決算審査特別委員会の正副委員長互選の結果のご報告願います。

1番 決算審査特別委員会で慎重審議した結果、委員長に石山和春議員、副委員長に奥山謙三議員と決定いたしました。報告を終わります。

議長 ただいま報告がありましたように、決算審査特別委員会委員長に石山和春議員、副委員長に奥山謙三議員が選任されました。決算審査特別委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

決算審査特別委員会に入りますので、本会議を9月11日まで休会することといたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本会議を9月11日まで休会といたします。

本日はこれにて散会といたします。

午後1時12分 散会

令和5年9月12日（火曜日）

第3回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和5年舟形町議会第3回定例会第8日目

令和5年9月12日(火)

出席議員(9名)

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八 焜 太
4番 伊藤 欽一	10番 斎藤 好彦
5番 小国 浩文	

欠席議員(1名)

9番 佐藤 広幸

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副町長	鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者	伊藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長	鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長	沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	監査事務局長	相馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 事務補助員 大場 正 江

議事日程

- 日程第1 認定第 1号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算
認定について
認定第 3号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

認定第 4号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和4年度舟形町水道事業会計決算の認定について

日程第2 議案第51号 舟形町監査委員の選任について

日程第3 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

産業振興常任委員会

日程第4 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

議長 ただいまの出席議員数9名です。定足数に達しております。

ただいまから8日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

-
- 日程第1** **認定第1号** 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第3号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
認定第5号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第6号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第7号 令和4年度舟形町水道事業会計決算の認定について

議長 日程第1 令和4年度決算の認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員会に付託しました認定第1号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 令和4年度舟形町水道事業会計決算の認定について、以上7会計について審査報告を求めます。

決算審査特別委員長 令和5年9月12日 舟形町議会議長殿。決算審査特別委員会委員長 石山和春。

決算審査特別委員会審査報告書。

令和5年9月定例会において9月6日に本委員会を設置し付託されました、令和4年度舟形町一般会計歳入歳出決算、令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度舟形町水道事業会計決

算、以上、7会計の決算認定について、9月6日から8日まで（3日間）、提出された決算書等の内容を町長以下職員の説明を受け、慎重に審査した結果、認定すべきと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

議長 ただいまの委員長報告について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより認定第1号から認定第7号まで7議案について採決をいたします。認定第1号から認定第7号までの7議案について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、認定第1号から認定第7号まで7議案について原案のとおり認定されました。

日程第2 議案第51号 舟形町監査委員の選任について

議長 日程第2 議案第51号 舟形町監査委員の選任についてを審議いたします。

ここで、当事者が退席をいたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

議長 会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。議案第51号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

議長 会議を再開いたします。

日程第3 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第3 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

石山和春総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和5年9月12日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長 石山和春。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和5年6月26日(月)
2. 調査内容 令和5年度 所管課の主要事業の説明
 - (1) 総務課(デジタルファースト推進室)
デジタル化推進計画と今年度の取組について
 - (2) 住民税務課
消防関係の今年度の計画と取組について
 - (3) 健康福祉課
健康増進事業における今年度の取組について
 - (4) 教育課
国宝「縄文の女神」活用発信事業の今年度の取組について
3. 調査結果
 - (1) 舟形町デジタル化推進計画の方針(総務課デジタルファースト推進室)
 - ① 町民サービスの向上、地域活性化のためのデジタル化
 - ② 行政効率化のためのデジタル化
 - ③ 地域の安心・安全のためのデジタル化
 - (2) 消防関係(住民税務課)
 - ① 消防体制・予備消防団の状況

ア、消防団員数332名（令和5年4月1日現在）団員定員数380名。

令和4年度退団者20名に対し、令和5年度新入団員6名と退団者が新入団員を上回る状況が続いているため、団員数が年々減少している。

イ、令和5年度より、消防団経験者のノウハウを現団員と共有し、予備消防団組織体制の強化を図る。予備消防団員数54名（令和5年5月末現在）

②小型動力ポンプ付消防積載車の取得について。

第3分団第6部（舟形第3第4）1,155万円。

第7分団第14部（西又）726万円。

③防災力強化の取組。防災士資格取得支援、県主催の講座（1万2,000円×5人分）

町・本町地区合同避難訓練9月開催予定。

自主防災組織研修会10月開催予定。

（3）健康増進重点事業（健康福祉課）

①人間ドック等拡充検診。

40歳、50歳、60歳の節目年齢の人間ドック拡充検診に対し、5,000円の個人負担で受診できるように、費用助成を行う

②健康ポイント事業

健康増進事業に参加した20歳以上の町民に対して、健康器機や商品券等と交換できるポイントを付与する。これは登録制になります。

健康ポイントの活用促進として、子育て世帯への新規カード発行50人を目指す。また、ポイント交換者200名を目指す。（令和4年度170名）

③出産子育て応援事業

国・県と連携し、妊娠届、出生届出後の出生・子育て応援ギフト合計10万円を支給する。

（4）「縄文の女神」活用発信事業

①お帰り女神プロジェクト

②第4回縄文の女神ペーパークラフトコンテストの開催、7月開催予定

③縄文の女神まつり、縄文講座の開催、8月開催予定

④年度内に山形県へ縄文の女神返還について要望活動

4. 所感

（1）デジタル化によるミスが生じないように、サービスの充実を図ることが重要。

（2）予備消防団員組織体制の拡充とともに、女性消防団員の増員も必要。

（3）町民の健康づくりの推進で、健康長寿の延伸を目指していただきたい。また、子

育て応援は、少子改善に向けて手厚い支援や対策が重要。

(4)「縄文の女神」の里帰りは望みたいが、国宝を維持する検討が必要。

以上になります。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告についての質疑を求めます。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、奥山謙三産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和5年9月12日 舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 奥山謙三。

所管事務調査報告書。

産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和5年6月27日(火)

2. 調査内容 令和5年度 所管各課の主要事業

農業振興課

(1) 園芸拡大ステップアップ事業補助金について(事業の概要)

①研修(ソフト)

新規就農者や、新たな品目の栽培を始める農業者が、認定されたマイスターの下で研修を行う場合、マイスターへの交付金を支援する。

②機械・資材等の整備(ハード)

ア、新規就農者等の初期投資を支援する(上限50万円。)

イ、マイスターによる指導を受ける新規就農者等の初期投資を支援する(上限60万円)

③予算額300万円(元気・舟形ふるさとづくり応援基金を充当)

(2) 東北農林専門職大学総合プロジェクト事業について(事業の概要)

- ①学生・教職員の住環境の整備
- ②通学及び生活における交通手段の支援
- ③就農支援
- ④町の支援制度の周知

地域整備課

- (1) 地域強靱化対策事業について
 - ①町道舟形太郎野線 雪崩対策事業（継続事業）
 - ②町道福寿野岡矢場線 通学路対策事業（継続事業）
 - ③除雪ドーザー購入事業（新規事業）

まちづくり課

- (1) 舟形町農村環境改善センター大規模改修工事について（事業の概要）
 - ①建築改修工事
 - ②電気設備改修工事
 - ③機械設備改修工事
 - ④仮設工事
- (2) 舟形町町制施行70周年地域映画作成事業について（事業の概要）
 - ①令和6年度に迎える町制施行70周年を記念して、地域映画作成委託の目的
 - ②地域映画作成委託業務の内容
 - ③その他の記念事業の内容

3. 今後の進め方

所管する各課が説明した主要事業については、9月末頃に「主要事業の進捗状況」、年度末（2月末頃）に「主要事業の成果」について説明を受ける。

各課の主要事業については、年間を通じた所管事務調査を行う。

令和5年9月12日 舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 奥山謙三
所管事務調査報告書。

産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1. 期日 令和5年7月11日（火）
- 2. 調査内容 所管課の事業概要、進捗状況について現地調査
 - (1) 町道福寿野岡矢場線通学路対策事業（地域強靱化対策室より説明）
 - ①事業概要

本町道は交通量が多く、幅員も狭く、特に朝夕は児童等が通学する際や、保護者が送迎する際にも、非常に危険な箇所であり、県道と同等の道路幅員を確保

しつつ、一部交差点の改良を含む通学路安全対策

②計画内容

ア、事業期間、平成29年度から令和6年度

イ、総延長700メートル。幅員4.0メートル（現況）→7.25メートル（計画）

ウ、総事業費1億8,200万円。

③事業進捗率

ア、平成29年度から令和4年度、1億1,340万円（62.3%）

イ、令和5年度3,560万円（19.6%）

ウ、令和6年度3,300万円（18.1%）

④今後の課題

令和6年度が本事業の最終年度であるが、一部地権者の同意が得られていない区間もあり、更なる丁寧な交渉が必要である。

事業費に関しては、資材単価、諸材料費のアップにより、計画に対し、遅延が考えられる。計画年度まで、完成に向けて、国・県に対し強く要望する必要がある。

(2) 令和4年度堀内地区宅地造成工事事業（地域整備課より説明）

①事業概要

堀内橋架け替えに伴い、堀内小学校跡地の宅地造成を行い、若者の地元回帰につなげるとともに、地域住民のふれあいの場を整備する。

②計画内容

ア、宅地6区画、約440平方メートル／区画

イ、ふれあい広場（芝生）1,584平方メートル（44メートル×36メートル）

ウ、総事業費4,008万9,000円。

③事業進捗率100%

④今後の課題

ア、本事業は完了したが、早い時期に宅地の購入、住宅を建築し定住していただけるように、早急にPRなどを行い周知が必要である。

イ、ふれあい広場に関しては、芝生から生活改善センターまでの場所は軟弱であり、敷砂利等の対策、芝生までは段差が大きく、高齢者等に配慮して緩やかにする改善が必要である。（現在は改善済み）

ウ、道路排水東側については、排水場所が高低差のある土側溝であり、浸食が想定されることから、流出先の水路整備が必要と判断する。

エ、宅地造成場所は高台にあり、消火栓はあるものの住宅が建築され、万が一の

場合、水利面で不安があり、防火水槽の整備が必要と判断する。

以上です。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告についての質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第4 議員派遣の件

議長 日程第4 議員派遣の件について議題といたします。

議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読させます。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 ただいまの議員派遣についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして9月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長よりお礼の申出がありますのでお受けをいたします。

町長 令和5年度第3回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

9月5日から8日間の日程で、14件の案件につきまして満場一致でご決議賜りまして、御礼を申し上げます。一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、町政運営に努めてまいりたいと思います。

さて昨日、令和5年産米の概算金仮渡金が出されました。つや姫については昨年が1万5,300円であったものが1万5,500円と200円アップ。それから、はえぬきについては、昨年が1万300円から1万1,800円と1,500円アップ。それから雪若丸については、昨年が1万500円から1万2,300円と1,800円のアップ。ひめのもちについては昨年の1万500円から1万3,500円と3,000円のアップになっております。

ただ、基本的には、米を作る際の資材等が非常に高騰しているというふうなことでありまして、その分を補っているというふうな見方ができるんだろうというふうに思います。今後とも、県と併せまして農家の方の収入安定のために、町としても努めてまいりたいというふうに思います。

さて、齋藤代表監査委員が再任の提案申し上げたところ、議会のほうからは満場一致で採択していただきましたけれども、今年度の令和4年度の舟形町の各会計決算審査意見書、第6の審査の意見（1）持続可能な財政基盤についてでは、町民の町の借金はどのぐらいあるのだろうか、果たして返済できるのかという疑問に、もっと積極的に説明をすべきであるというふうに意見が出されました。これについては真摯に受け止めまして、積極的に町民に説明をしております。

町債は、防災拠点施設及び福祉避難所の建設をはじめとして、福祉、教育、災害の防止、復旧、商工及び農業振興等町民の安全安心を担保するための必要不可欠の財政投資と位置づけられ、資金使途（事業内容）に問題ないとの意見を賜りました。また、実質公債比率がピークを迎える令和9年度には13.6%まで上昇いたしますが、返済財源（償還金）に支障はなく、財政健全化判断比率の指標であります実質公債比率及び将来負担比率も基準内にあることから、総合的に審査した場合、町債の額は容認できる領域内であるとも、ご意見をいただきました。

大変心強い思いではありますが、これに慢心することなく、さらなる財政の健全化と未来への投資を両立できるよう努力してまいります。

また、成果について評価をいただきました。一つは県内市町村町税収納率で、現年課税分は平成29年から6年連続県内第1位であり、担当者の不断の努力を高く評価するとのご意見を賜ったほか、舟形町の公式ホームページが総務大臣賞、読売新聞社賞のダブル受賞、山形県ふるさと納税金額ランキング人口割比較で、県内35市町村の中で人口1人当たり納税金額が13万円と、2年連続第1位となったこと、また、農業用機械導入補助の採択率3年連続100%であったことに対して、職員の努力を高く評価していただきました。

私も舟形町の職員は、県内一優秀な職員だとほかの首長に自慢をしております。やって当たり前、できて当たり前の行政の職員にとって、指摘や非難、批判をされることが多くあっても、評価や称賛されることは非常に少ないのが現状であります。今後とも、不適切な事案についてはご指導を賜るのは当然であります。ぜひよい点があれば評価していただければ、さらに職務に精励できるものと考えております。

また、9月9日土曜日、10日日曜日の2日間、新型コロナウイルス感染症で延期しておりました第40回舟形若鮎まつりが4年ぶりに開催され、天候にも恵まれたこともありまして、コロナ前の令和元年度1万8,000人より2,000人多い2万人の来場者があり、大盛況の若鮎まつ

りとなりました。暑い中、2日間にわたって頑張っていたまちづくり課をはじめ、各課の職員の皆様並びに振興公社の職員の皆様、観光物産協会、小国川漁協の皆様をはじめ、関係各位に心より感謝と御礼を申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、秋の収穫作業等で多忙となる季節、そして日中と朝晩の寒暖の差が大きくなる季節となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町の発展のため、引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。8日間、本当にありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和5年第3回舟形町議会定例会を閉会いたします。

8日間にわたる慎重審議、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前10時39分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 齋 藤 好 彦

署 名 議 員 荒 澤 広 光

署 名 議 員 奥 山 謙 三